

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月22日
【事業年度】	第59期（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）
【会社名】	株式会社コジマ
【英訳名】	Kojima Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中澤 裕二
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	-
【事務連絡者氏名】	-
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区南池袋二丁目49番7号
【電話番号】	03(6907)3113(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務専務執行役員経営企画本部長 荒川 忠士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期
決算年月	2017年 8 月	2018年 8 月	2019年 8 月	2020年 8 月	2021年 8 月
売上高 (百万円)	232,700	246,391	268,127	288,216	297,535
経常利益 (百万円)	3,214	4,475	7,165	7,382	9,244
当期純利益 (百万円)	2,363	3,418	6,604	6,056	6,302
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	25,975	25,975	25,975	25,975	25,975
発行済株式総数 (株)	77,912,716	77,912,716	77,912,716	77,912,716	77,912,716
純資産額 (百万円)	38,901	42,314	48,681	53,999	58,993
総資産額 (百万円)	103,298	101,479	109,335	128,190	112,525
1株当たり純資産額 (円)	499.30	543.10	627.24	695.58	764.30
1株当たり配当額 (円)	-	-	10.00	12.00	14.00
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	30.33	43.87	84.81	78.04	81.40
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	78.01	81.27
自己資本比率 (%)	37.7	41.7	44.5	42.1	52.4
自己資本利益率 (%)	6.3	8.4	14.5	11.8	11.2
株価収益率 (倍)	13.35	10.83	5.14	7.26	8.07
配当性向 (%)	-	-	11.7	15.4	17.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,170	11,871	2,787	24,160	1,918
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,800	1,485	1,436	260	1,466
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,093	10,137	1,152	4,283	12,540
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	1,513	1,760	1,959	30,144	18,055
従業員数 (人)	2,498	2,517	2,570	2,704	2,824
(外、平均臨時雇用者数)	(1,998)	(2,047)	(2,127)	(2,117)	(2,153)
株主総利回り (%)	175.3	205.6	193.1	253.7	298.3
(比較指標：配当込みTOPIX)	(124.3)	(136.2)	(121.5)	(133.4)	(165.1)
最高株価 (円)	409	590	688	600	946
最低株価 (円)	213	320	431	300	497

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であります。

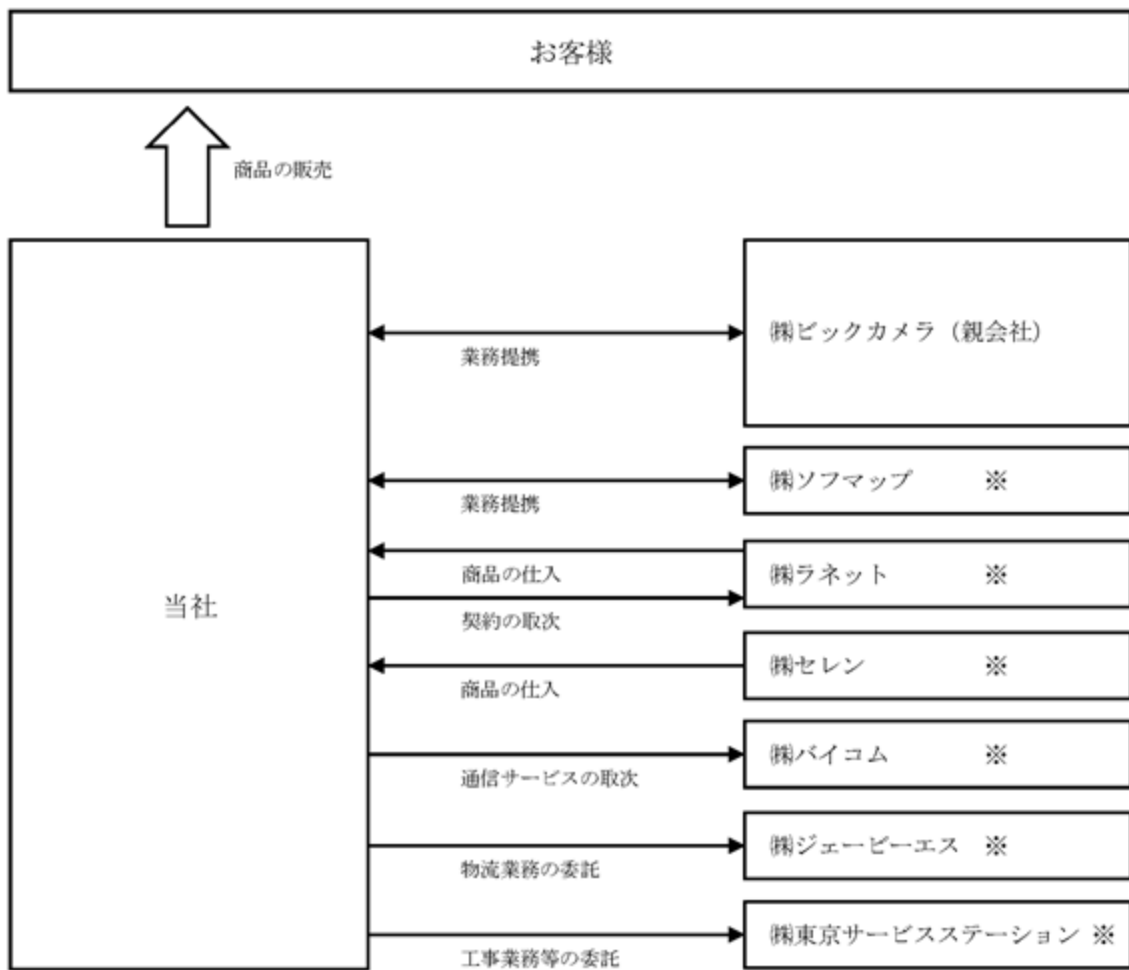
3. 第55期、第56期及び第57期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第55期及び第56期の配当性向については、無配であるため記載を省略しております。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
6. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

2【沿革】

年月	事項
1963年8月	栃木県宇都宮市に株式会社小島電機を設立。
1972年11月	多店舗化を図り、栃木県宇都宮市に第2号店である西大寛店を開店。
1983年10月	株式会社船元（後の株式会社コジマエージェンシー）の全株式を取得し、100%子会社とする。
1984年3月	茨城県下館市に初の県外進出として下館店を開店。
1984年6月	栃木県河内郡上三川町に配送センターである上三川センターを設置。
1989年10月	北海道札幌市に札幌本店を開店し、店舗数100店舗となる。
1990年3月	第三者割当による増資により資本金を320百万円から1,433百万円とする。
1990年4月	POS（販売時点情報管理）システムを全店舗に導入。
1990年10月	本店所在地を栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号に移転。
1990年12月	栃木県宇都宮市に薬品販売店である盛天堂を開店し、薬品販売事業に進出。
1993年1月	商号を株式会社コジマに変更。
1996年9月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
1997年2月	郵政省より委託放送業務の認可を取得。
1997年5月	大阪府門真市に関西地区第1店舗であるNEW門真店を開店。
1998年9月	東京証券取引所市場第一部に昇格。
1998年10月	福岡県糟屋郡にNEW粕屋店を開店し、九州地区への進出を果たす。
1999年9月	愛知県名古屋市内に東海地方第1店舗であるNEW熱田店を開店。
1999年10月	コジマオリジナルブランドのFresh Grayシリーズが1999年度グッドデザイン賞を受賞する。
2003年3月	北関東物流センターに続き南関東、北海道、九州に物流センターを設置。
2003年10月	香川県高松市に四国地区第1店舗であるNEW高松店を開店。
2004年12月	栃木県宇都宮市のNEW東店にて、輸出品販売所の許可を取得し免税販売を開始。
2006年3月	沖縄県那覇市に沖縄県第1店舗であるNEW那覇店を開店。
2007年1月	省エネ型製品普及推進優良店にNEW横須賀店が選定。
2011年9月	インターネットショッピングモール楽天市場内にコジマ楽天市場店を開店。
2012年5月	株式会社ビックカメラと資本業務提携契約を締結。
2013年6月	2社連名の看板を冠したコジマ×ビックカメラ小倉店を開店。
2013年10月	株式会社ビックカメラとの商品共同仕入を開始。
2014年9月	100%子会社である株式会社コジマエージェンシーを吸収合併。
2015年3月	POSシステムを株式会社ビックカメラと一本化。
2015年10月	栃木県宇都宮市にコジマ×ビックカメラ宇都宮本店を開店。
2015年11月	監査等委員会設置会社へ移行。
2016年5月	2社連名の看板を冠したコジマ×ビックカメラ店が100店舗となる。
2017年4月	公式携帯アプリサービスを開始。
2017年6月	クレジット・電子マネー機能付きポイントカードを発行開始。
2018年6月	コジマ×ビックカメラ新座店で酒類の販売を開始。
2019年4月	「ユニクロ」とコラボしたコジマ×ビックカメラ静岡店をサプライズリニューアルオープン（静岡市に本社を置く模型メーカー「タミヤ」とも協力）。
2019年4月	静岡市と地方創生推進に向けた包括連携協定を締結。
2020年3月	経済産業省と日本健康会議が優良な健康経営を実施している法人を認定する「健康経営優良法人2020（大規模法人部門）」の認定を取得。
2020年5月	厚生労働大臣より、優良な子育てサポート企業として「プラチナくるみん」の認定を取得。
2020年8月	栃木県と相互に連携し、更なる地域の活性化と県民サービスの向上を図るため、包括連携協定を締結。
2021年3月	「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）」において、上位の「ホワイト500」の認定を取得。

3【事業の内容】

当社グループは、物品販売業部門として家庭用電化製品等の販売を行っており、当社及び株式会社ビックカメラ（親会社）から構成されております。



※ 株式会社ビックカメラの子会社

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割 合(%)	関係内容
(親会社) ㈱ビックカメラ(注)	東京都豊島区	25,929	家庭用電化製品等 の販売	被所有 50.58	業務提携 役員兼任あり

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

セグメント情報を記載していないため、部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

2021年8月31日現在

部門の名称	従業員数(人)
営業部門	2,778 (2,148)
管理部門	46 (5)
合計	2,824 (2,153)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
2,824 (2,153)	39.8	15.1	4,794

- (注) 1. 従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 臨時雇用者数(アルバイト、派遣社員を含む)は、最近1年間の平均人員(1日1人8時間換算)を()外数で記載しております。
3. 管理部門は、総務人事部門及び経営企画部門等に所属している従業員であります。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

提出会社の状況は、次のとおりであります。

名称 U A ゼンセンコジマ労働組合
結成年月日 2013年3月6日
組合員数 4,299名(2021年8月31日現在、臨時雇用者も含む)
労使関係 労使関係は良好に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本文における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「お客様第一主義を実践し、最高のサービスをお客様に提供することで社会に貢献する」というビックカメラグループの経営理念のもと、「お客様のくらしを『より快適に』『より便利に』『より楽しく』します。くらし応援コジマ」をスローガンに掲げ、地域の皆様から最も身近で愛され、必要とされるコジマを目指してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、5ヵ年の中期経営計画を策定し、その計画を遂行することで経営目標として年間の経常利益 80億円を目指しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、「生産性の向上」と「持続的な成長」を2大戦略に掲げ、グループの価値向上に努めてまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

翌事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」という）の感染拡大防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されております。ただし、日本国内外の本感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があるとされております。

また、家電小売業界におきましては、前年から続いた巣ごもり需要やテレワーク需要による押し上げの反動減が予想されております。

このような状況下において当社は、「生産性の向上」と「持続的な成長」を2大戦略に掲げ、企業価値の向上に努めております。

生産性の向上

株式会社ビックカメラとの連携による相乗効果を最大限に発揮し、商品施策と販売施策の連動による売上・粗利の向上を目指し、プライベートブランド商品の販売強化や、デジタル商品の専門性追求による新規顧客の開拓、さらに効率的な経費のコントロールや業務効率の改善に取り組むことで、営業利益の向上に努めてまいります。

また、若手管理職の積極登用やライフステージに合わせた活躍の場の拡大、女性従業員の活躍機会を増やすなど組織活性化を図り、さらに新しい生活様式に対応した健康経営の推進や、オンラインを活用した研修の強化、環境や社会とのかかわりを重視しながら事業を継続するためにサステナビリティ経営の推進にも取り組み、生産性の向上につなげてまいります。

持続的な成長

集客力の強化にこだわり、競合他社との差別化を図るため「くらし応援企業」として、地元企業や地方自治体と連携した地域密着のイベントを実施してまいります。お客様の変わりゆくニーズにいち早く気付き、素早く対応し、ビックカメラグループの幅広い専門性を活かして、自転車や酒類、トイズなど、生活スタイルの変化に伴い需要が増加している新たな商品カテゴリを拡充し、さらに、商品の使用や所有によって感じられる喜びや満足感などが伝わる売り場づくりに努めてまいります。

店舗展開においては、立地・商圈の将来性等を見据えた店舗網の構築を進め、積極的に新規出店や店舗改装に取り組んでまいります。

インターネット通販事業においては、「コジマネット(自社サイト)」で商品をお申し込み頂き、店頭でお支払い・お受け取りができる「ネットで取り置き」サービスの導入を予定するなど、リアル店舗との融合を加速し、よりお買い物しやすい便利なサイトへと進化させることでお客様の満足度向上に取り組み、更なる売上拡大と収益性向上に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社は、リスク管理の基本方針及び管理体制を「リスク管理規程」において定め、その基本方針及び管理体制に基づき、リスク管理担当役員の出席の下開催されるリスク管理委員会で、事業を取り巻く様々なリスクに対して適切な管理を行い、リスクの未然防止を図っております。

なお、本文に記載したリスク要因と将来に対する見通しは、当事業年度末現在における当社の判断に基づく予想等であり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 同業他社との競争激化及び消費低迷等による影響について

家電小売業界では厳しい経営環境が続き、低価格販売による企業間競争が激化しております。このような環境に対して、当社では継続的な収益改善施策の実施や生活提案力の強化等、きめ細かな施策で販売面の強化を図ってまいりますが、当社の業績は同業他社との競争激化や消費低迷等による影響を少なからず受ける可能性があります。

(2) 季節要因の影響について

冷夏暖冬等の異常気象の影響により、季節商品の需要が著しく低下した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、株式会社ビックカメラとの連携による相乗効果を最大限に発揮し、商品施策と販売施策の連動による売上・粗利の向上を目指し、プライベートブランド商品の販売強化や、デジタル商品の専門性追求による新規顧客の開拓、さらに効率的な経費のコントロールや業務効率の改善に取り組む等により季節的変動の影響を低減させることに努めております。

(3) 法的規制等について

大規模小売店舗立地法

当社は、関東地方を主な営業基盤として、北は北海道から南は沖縄まで全国ネット販売網を持ち、主な業務を家庭用電化製品販売とする家電量販店であります。

当社の1,000㎡を超える店舗の新設及び増床に際しては、「大規模小売店舗立地法」の適用を受けることとなり、予定地周辺地域の生活環境保持のため、地元自治体への届出が必要となります。当該届出の内容については地元自治体による意見や勧告がなされる場合があり、当社の出店計画の遂行に影響を及ぼす可能性があります。

景品表示法

不当景品類及び不当表示防止法及び同政令の改正により、事業者が優良誤認表示、有利誤認表示により不当に利益を得た場合、売上額の3%を徴収する課徴金制度が2016年4月より開始されました。当社では社内規程を整備し、同法律及び政令、不当表示に関する教育研修会を行うとともに、社内資格制度を設ける等不当表示がおこらない体制の構築に努めております。しかしながら、従業員の錯誤によって課徴金が課された場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

その他

消費税率の引上げを含む今後の税制改正や社会保障制度の見直し等の動向によっては、個人消費の冷え込みによる売上高の減少や制度変更への対応に伴う費用負担が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報保護について

当社は、お客様との関係強化を目的としてコジマポイントカードを発行するとともに、インターネット通販を行っていることに加え、各種伝票類等の多数の個人情報を保有しております。当社においては、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）による「プライバシーマーク」の取得に加えて、社内規程の整備・運用、セキュリティシステムの構築と運用強化を行い、個人情報の保護管理に万全を期しております。

しかしながら、不測の事態により万が一、個人情報が漏洩するような事態となった場合には、当社の社会的信用の失墜や対象個人に対する損害賠償責任が発生し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 固定資産の減損会計について

当社は、店舗設備等の固定資産を保有しておりますが、今後経営環境の変化により、店舗の収益性が悪化し、固定資産の減損会計に基づき減損損失を計上することになった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。その内容については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

当社は、ビックカメラグループの幅広い専門性を活かした、自転車や酒類、トイズなど、生活スタイルの変化に伴い需要が増加している新たな商品カテゴリの拡充や、お客様ニーズの変化に素早く対応することで店舗の収益性向上に取り組んでおります。

(6) 賃借した土地等の継続的使用について

当社は、新規出店の際に、店舗用地及び設備を取得する場合と賃借する場合があります。賃借する場合には、対象物件の権利関係等の確認を行っておりますが、土地等の所有者である法人、個人が破綻等の状態に陥り、土地等の継続的使用が困難となった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害等について

大規模な地震や台風といった自然災害、不測の火災事故や原子力発電所事故、感染症等が発生した場合には、店舗等の事業所における物的・人的被害が生じ、また、取引先からの商品供給の停止や遅延、商品供給価格の上昇といった事態が生じる可能性があります。その結果、営業活動が制限されることによる売上高の減少、設備の復旧や損害賠償等に係る費用負担が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症(以下「本感染症」という)の感染拡大の影響により、政府により発令された緊急事態宣言は解除されておりますが、休業やほぼ全店舗での営業時間短縮による売上高の減少等の影響が発生いたしました。本感染症の経営環境への影響は不確定な状況にあり、状況が変化した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 業界特有の取引慣行について

当社で販売している商品については、各仕入先との契約により仕入実績等に対して受取りペートを収受しているものがあります。今後仕入実績等の変動や、取引条件の変更等が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当社といたしましては、各仕入先と良好な関係を築き、安定した仕入の量を確保し販売実績を残すため、新製品の垂直立ち上げ等、様々な販売施策を各仕入先の協力の下企画実践しております。

(9) 商品仕入及び在庫管理について

当社の業績にとって、顧客ニーズに最適な商品を適切な数量と適正な価格で仕入れることができる体制を、常に整えておくことが重要ですが、取引先との関係変化、世界的な資源不足や部材不足等により商品の供給が不安定又は困難となった場合には、商品仕入に支障を及ぼし、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

また、異常気象や天候不順等により、当社の想定を上回る需要の変化があった場合には、計画通りに販売が進まず在庫が過剰となり、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」という）の影響により厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっております。本感染症の影響により個人消費や雇用情勢は弱い動きとなっており、企業収益は一部に弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直しております。

当家電小売業界における売上は、スマートフォン等が好調、テレビ等が堅調に推移いたしました。冷蔵庫、エアコンやパソコン等が低調であったため、総じて低調に推移いたしました。

このような状況の中、当社は、「お客様第一主義を実践し、最高のサービスをお客様に提供することで社会に貢献する」の経営理念のもと、「お客様の暮らしを『より快適に』『より便利に』『より楽しく』します。くらし応援コジマ」をスローガンに掲げ、ビックカメラとの統合効果を最大限に発揮し、企業価値の向上に取り組んでおります。また、本感染症拡大防止のために、お客様と従業員の安全確保を最優先に考え、マスク着用、丁寧な手洗い・消毒、従業員の出勤時の検温、店内消毒、レジ・カウンター等への飛沫感染防止シート設置、ソーシャルディスタンスの確保、営業時間短縮などの対策を継続して実施しております。当社は、お客様の住まいに近く、くらし関連の不可欠な商品やサービスを提供し、地域のお客様の“必要”にお役に立てるよう、店舗運営やサービスの推進に取り組んでおります。

ビックカメラグループの幅広い取り扱い商品を強みに、品揃えの拡充や専門性の向上に取り組み、モノからコト軸への提案を進め、更に、お客様に体験価値や満足感を得ていただける展示・接客の充実に努めております。非家電商品の導入につきましては、2021年3月6日に「コジマ×ビックカメラ ワンズモール稲毛店」で、自転車の販売を開始しております。5月29日には「コジマ×ビックカメラ 宇都宮本店」で、全国で8店舗目となる酒類の販売を開始し、同店においては栃木県内酒蔵のお酒コーナーを特設するなど、地域に密着した商品の取り扱いも進めております。また、コロナ禍で店頭実演や体験・体感イベントの実施が困難な状況下においても、当社従業員が、自ら商品の便利さ・快適さをお客様にご説明するための動画コンテンツを作成し、店頭にて配信するなど、引き続き店舗の魅力度向上に努めております。

さらに、デジタル商品の買取・購入後のサポートを充実させた「サービスサポートカウンター」の設置店舗拡大や、社員が直接お客様宅を訪問しお困り事を解決する「コジマくらし応援便」の対象エリア拡大・サービスメニュー拡充を進めるとともに、連携を強化し、店舗のみで行っていたサービスをお客様宅でも行えるよう努めております。これらの地域密着のサービスをより一層強化し、地域の皆様からもっとも身近で愛され必要とされる店舗づくりに取り組んでおります。また、生活スタイルの変化により需要が増えた、テレワーク関連や巣ごもり関連等、ご家庭でのくらしに役立つ商品・サービスを充実させるなど、お客様の変わりゆくニーズにいち早く気づき、素早く対応し、少しでも快適になっていただくためのご提案を進めております。

2020年10月には全店舗において、「dポイント」の利用をスタートさせました。2021年4月にはインターネット通販サイトである「コジマネット」のシステムをリニューアルし、店舗との販売施策の連動が可能となったほか、8月には「PayPay」の決済をスタートさせるなど、お買い物をもっと便利になる仕組みづくりに取り組んでおります。

また、地域密着による地方自治体との連携強化に関する取り組みとして、2021年5月7日に栃木県警察本部より、特殊詐欺被害の防止を目的として「防犯機能付き電話機普及促進アドバイザー」を受嘱いたしました。6月9日には、洪水発生時等の避難場所として、「コジマ×ビックカメラ 足利店」の屋上駐車場を地域住民にご利用頂けるよう、足利市（栃木県）と「洪水発生時等における施設の提供に関する協定」を締結いたしました。

店舗展開におきましては、2021年7月2日に「コジマ×ビックカメラ イオンモール新利府北館店」（宮城県宮城郡利府町）を始め3店舗を開店した一方、「与野店」（埼玉県さいたま市）など6店舗を閉店し、2021年8月末現在の店舗数は140店舗となりました。なお、9月23日には「コジマ×ビックカメラ ニトリホームズ宮原店」（埼玉県さいたま市）を開店しております。

また、ビックカメラ流の体験提案型の売場や豊富な商品を扱う「コジマ×ビックカメラ店」への転換を引き続き進めており、2021年1～2月には、「足利店」を始め3店舗を「コジマ×ビックカメラ」ブランドに変更し、コロナ禍において需要が高まっている商品やサービスを新たに取り入れ、他社との差別化を図り、競争力の強化に努めております。

ご来店いただいたお客様の声を店舗づくりに反映し、更なる進化を目指すとともに、異業種とのコラボ店舗など、新たな店舗モデルの構築や出店形態の多様化にも取り組んでおります。

以上の結果、当事業年度末の財政状態及び経営成績は次のとおりであります。

a. 財政状態

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べ 156億64百万円減少（前事業年度末比 12.2%減）し、1,125億25百万円となりました。

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ 206億58百万円減少（前事業年度末比 27.8%減）し、535億32百万円となりました。

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ 49億94百万円増加（前事業年度末比 9.2%増）し、589億93百万円となりました。

b. 経営成績

当事業年度の売上高は 2,975億35百万円（前年同期比 3.2%増）、営業利益は 88億61百万円（前年同期比 22.7%増）、経常利益は 92億44百万円（前年同期比 25.2%増）、税引前当期純利益は 85億25百万円（前年同期比 24.8%増）、当期純利益は 63億2百万円（前年同期比 4.1%増）となりました。

品目別売上高のうち物品販売事業につきまして、音響映像商品の売上高が 503億32百万円（前年同期比 3.2%増）、家庭電化商品の売上高が 1,411億23百万円（前年同期比 3.5%増）、情報通信機器商品の売上が 739億49百万円（前年同期比 1.9%増）、その他の商品は 304億70百万円（前年同期比 6.1%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び預金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ 120億88百万円減少し、180億55百万円となりました。当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は 19億18百万円（前事業年度は 241億60百万円の獲得）となりました。これは主に、仕入債務の減少 31億76百万円、未払消費税等を含むその他の減少 29億24百万円があったものの、税引前当期純利益 85億25百万円の計上によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は 14億66百万円（前事業年度は 2億60百万円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出 8億41百万円、有形固定資産の除却による支出 4億10百万円、無形固定資産の取得による支出 3億72百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は 125億40百万円（前事業年度は 42億83百万円の獲得）となりました。これは主に、長期借入れによる収入 40億円があったものの、長期借入金の返済による支出 148億41百万円、配当金の支払額 9億30百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績
品目別売上高

品目別		当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)		
		売上高 (百万円)	構成比 (%)	前年同期比増減率 (%)
音響映像商品	カメラ	5,778	1.9	0.5
	テレビ	26,422	8.9	6.5
	レコーダー・ビデオカメラ	6,235	2.1	1.9
	オーディオ	4,233	1.4	9.2
	その他	7,662	2.6	6.8
	小計	50,332	16.9	3.2
家庭電化商品	冷蔵庫	23,497	7.9	1.9
	洗濯機	22,211	7.5	2.5
	調理家電	18,268	6.1	1.6
	季節家電	40,176	13.5	7.8
	理美容家電	13,200	4.4	13.6
	その他	23,767	8.0	0.1
	小計	141,123	47.4	3.5
情報通信機器 商品	パソコン本体	23,264	7.8	7.2
	パソコン周辺機器	10,991	3.7	15.2
	パソコンソフト	801	0.3	23.3
	携帯電話	21,499	7.2	8.0
	その他	17,392	5.9	2.2
	小計	73,949	24.9	1.9
その他の商品	ゲーム	11,056	3.7	11.3
	時計	621	0.2	1.2
	スポーツ用品	1,653	0.6	18.5
	玩具	3,216	1.1	1.6
	医薬品・日用雑貨	1,489	0.5	13.8
	工事(住設含む)	6,132	2.1	9.3
	その他	6,299	2.0	2.6
	小計	30,470	10.2	6.1
物品販売事業		295,875	99.4	3.3
その他の事業		1,659	0.6	10.8
合計		297,535	100.0	3.2

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しており、その作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。

当社の財務諸表の作成にあたり用いた重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

当社の財務諸表の作成にあたり用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

また、引当金の計上や資産の評価等、当社の財務諸表の作成にあたり必要となる見積りについて、経営者は過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果とは異なる場合があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(資産の部)

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べ 156億64百万円減少(前事業年度末比 12.2%減)し、1,125億25百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の減少 120億88百万円、売掛金の減少 12億58百万円があったことによるものであります。

(負債の部)

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ 206億58百万円減少(前事業年度末比 27.8%減)し、535億32百万円となりました。主な要因は、買掛金の減少 31億76百万円、前受金の減少 23億56百万円、未払消費税等を含むその他流動負債の減少 26億56百万円、長期借入金の減少 110億25百万円があったことによるものであります。

(純資産の部)

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ 49億94百万円増加(前事業年度末比 9.2%増)し、589億93百万円となりました。主な要因は、剰余金の配当(純資産の減少) 9億31百万円があったものの、当期純利益(純資産の増加) 63億2百万円によるものであります。

2) 経営成績

(売上高、売上原価、販売費及び一般管理費)

当社の品目別売上高の状況につきましては、スマートフォン、テレビは好調に推移した結果、当事業年度における売上高は 2,975億35百万円(前年同期比 3.2%増)となりました。

一方、売上原価は 2,117億97百万円(前年同期比 1.4%増)となりました。

また、販売費及び一般管理費は 768億75百万円(前年同期比 6.7%増)となりました。これは主として運送費を 125億15百万円(前年同期比 6.4%増)、支払手数料を 103億88百万円(前年同期比 36.9%増)それぞれ計上したことによるものであります。

(営業外収益、営業外費用)

営業外収益は 6億13百万円(前年同期比 69.8%増)となりました。これは主として受取保険金を 1億51百万円(前年同期比 1.3%増)、助成金収入を 2億96百万円(前年同期は発生しておりません)それぞれ計上したことによるものであります。

一方、営業外費用は 2億30百万円(前年同期比 14.8%増)となりました。これは主として支払利息を 82百万円(前年同期比 24.5%減)、支払手数料を 54百万円(前年同期比 102.1%増)、契約違約金を 65百万円(前年同期比 111.9%増)それぞれ計上したことによるものであります。

(特別利益、特別損失)

特別利益は 2億96百万円(前年同期は 4百万円)となりました。これは主として受取保険金を 2億26百万円計上したことによるものであります。

一方、特別損失は 10億15百万円(前年同期比 83.3%増)となりました。これは主として減損損失を 6億49百万円、災害による損失を 2億85百万円それぞれ計上したことによるものであります。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因としましては、競争激化や季節要因等を事業等のリスクとしております。詳細につきましては「第2事業の状況 2事業等のリスク」に記載のとおりであります。

3) キャッシュ・フローの状況

主な内容は「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

なお、キャッシュ・フロー指標トレンドは、次のとおりであります。

	2019年8月期	2020年8月期	2021年8月期
自己資本比率 (%)	44.5	42.1	52.4
時価ベースの自己資本比率 (%)	30.9	34.1	44.8
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (年)	8.2	1.2	8.6
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	20.6	221.3	23.8

自己資本比率 : 自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ : キャッシュ・フロー / 利払い

各指標は、いずれも財務数値より算出しております。

株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

キャッシュ・フローはキャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。

有利子負債は、貸借対照表に計上されております負債のうち、利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

b. 資本の財源及び資金の流動性

資金需要

当社の資金需要のうち主なものは設備投資及び当社で販売するための商品の購入の他、販売費及び一般管理費の営業費用であります。営業費用の主なものは、運送費、給与手当、地代家賃であります。

財務政策

当社の事業活動を支える資金調達に際して、低コストでかつ安定的に資金が確保できることを目標に取り組んでおります。また、株式会社ビックカメラとの資本提携により財務基盤の強化を図るとともに、資産構成に合わせた最適資金調達と安定的な流動性の確保を重視し、銀行借入により資金の調達を行いました。

また一方では財務健全化を図るため、有利子負債の圧縮にも注力した結果、有利子負債残高は前事業年度末に比べ 111億94百万円減少し、166億3百万円となりました。

c. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、5ヵ年の中期経営計画を策定し、その計画を遂行することで経営目標として年間の経常利益 80億円を目指しております。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 株式会社ビックカメラとの資本業務提携契約

当社は、2012年5月11日に株式会社ビックカメラとの間で資本業務提携契約を締結し、当該契約に基づき2012年6月26日に同社に対して第三者割当による新株式を発行したことにより、同社は当社の親会社となっております。

資本業務提携の目的

当社の経営基盤の安定及び財務体質の強化を図ると共に、当社及び株式会社ビックカメラの事業の強みを活かしつつ、仕入れ、物流及び店舗運営等の分野における業務提携を推進することにより、収益性の改善及び競争力の強化を進め、両者の更なる企業価値の向上を実現することを目的としております。

業務提携の内容

当社と株式会社ビックカメラは、両者の店舗ブランドの独自性を維持しつつ、次の事項に関して、両者で共同して提携効果を実現してまいります。

- a．商品仕入面での連携
- b．物流・システム面での連携
- c．店舗開発、店舗運営ノウハウ及び店舗マネジメント並びに販売促進の連携
- d．什器・間接資材の共同購入
- e．人材交流

(2) 株式会社ビックカメラとの間で役務提供等に係る費用負担に関する契約

当社は、2019年10月9日に株式会社ビックカメラ（以下「親会社」といいます。）との間で役務提供等に係る費用負担に関する契約及びこれに付帯する覚書を締結しております。

概要

当社と親会社との間の取引について、親会社に支払っていた営業上の仕入れ、販売、経営戦略に係るノウハウ及びブランド使用料のうち、プライベートブランド商品の販売許諾料、ブランド使用許諾料、管理業務の役務提供料についての対価の支払い、親会社より当社に提供されている、物流関連業務に係る費用負担の適正化、親会社が行っているテレビCM等の広告宣伝に係る当社の費用負担に関し、独立当事者間としての公正な取引価格として認められる基準により、当社から親会社に支払うことを合意する契約を締結しております。

契約締結日 2021年9月8日

契約期間

2021年9月1日から2022年8月31日までの1年間とし、本契約等の継続の要否及び条件の変更等については、原則として本契約等締結後の状況を踏まえ、当社と利害関係のない第三者の意見を得て検討する。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、新店舗として「コジマ×ビックカメラ イオンモール新利府北館店」を始め3店舗を開業いたしました。また、魅力ある店舗づくりへの取り組みとして、コジマ×ビックカメラ店に関する改装等を積極的に推進いたしました。

その結果、当社の設備投資額は1,555百万円となりました。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2021年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物	土地 (面積㎡)	長期差入保 証金及び長 期前払家賃	その他	合計	
函館店他 1店舗 (北海道)	物品販売業 部門	販売店舗	321	-	52	34	408	34
弘前店 (青森県)	同上	同上	-	-	129	-	129	11
盛岡店 (岩手県)	同上	同上	22	-	138	2	162	17
名取店他 4店舗 (宮城県)	同上	同上	135	228 (3,944)	177	38	580	76
卸団地店 (秋田県)	同上	同上	185	434 (3,925)	9	11	641	28
福島店他 6店舗 (福島県)	同上	同上	825	852 (7,917)	441	23	2,142	107
宇都宮本店他 11店舗 (栃木県)	同上	同上	822	915 (16,877)	306	52	2,096	171
高崎店他 2店舗 (群馬県)	同上	同上	336	252 (1,989)	95	41	725	45
浦和店他 18店舗 (埼玉県)	同上	同上	1,041	1,233 (4,101)	832	264	3,372	257
柏店他 6店舗 (千葉県)	同上	同上	434	-	821	39	1,294	150
西東京店他 26店舗 (東京都)	同上	同上	925	-	3,132	109	4,167	546
横須賀店他 12店舗 (神奈川県)	同上	同上	358	-	1,195	61	1,615	269
新潟店他 1店舗 (新潟県)	同上	同上	6	-	69	3	79	31
甲府店他 1店舗 (山梨県)	同上	同上	56	-	105	3	164	29
富山店 (富山県)	同上	同上	-	-	63	-	63	18
静岡店他 4店舗 (静岡県)	同上	同上	239	-	332	125	697	101
豊橋店他 6店舗 (愛知県)	同上	同上	292	-	318	19	631	88

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物	土地 (面積㎡)	長期差入保 証金及び長 期前払家賃	その他	合計	
四日市店 (三重県)	物品販売業 部門	販売店舗	60	-	79	8	148	13
高野店 (京都府)	同上	同上	36	-	23	2	62	12
堺店他 5店舗 (大阪府)	同上	同上	273	-	373	27	674	103
神戸ハーバーランド店他 3店舗(兵庫県)	同上	同上	98	-	189	2	290	52
広島インター緑井店他 2店 舗(広島県)	同上	同上	343	817 (5,768)	146	10	1,317	49
山口宇部空港店 (山口県)	同上	同上	8	-	70	5	84	12
福岡春日店他 4店舗 (福岡県)	同上	同上	864	1,414 (12,657)	418	28	2,725	103
熊本店 (熊本県)	同上	同上	73	406 (6,759)	0	6	486	18
沖縄ライカム店他 2店舗 (沖縄県)	同上	同上	141	61 (1,112)	230	8	441	66

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品、借地権であり、建設仮勘定は含んでおりません。

なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 賃借している設備の年間の賃借料は8,569百万円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

店舗名	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月
				総額	既支払額			
コジマ×ビックカメラ ニ トリホームズ宮原店	新設	物品販売業 部門	建物及び 内部造作	233	83	自己資金及 び借入金	2021年 8月	2021年 9月
コジマ×ビックカメラ フ ルルガーデン八千代店	新設	物品販売業 部門	建物及び 内部造作	240	58	自己資金及 び借入金	2021年 9月	2021年 10月
コジマ×ビックカメラ イーアス春日井店	新設	物品販売業 部門	建物及び 内部造作	326	100	自己資金及 び借入金	2021年 9月	2021年 10月

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記の他、第60期も数店舗のリニューアルを予定しております。

(2) 重要な設備の除却等

当社は、店舗収益、損益計画、今後の動向等を総合的に勘案した計画に基づき、不採算店舗の閉鎖を実施する予定であります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	97,200,000
計	97,200,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	77,912,716	77,912,716	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	77,912,716	77,912,716	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2019年10月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)2名
新株予約権の数	90個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 9,000株 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 2019年11月2日 至 2069年11月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注2)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

当事業年度の末日(2021年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年10月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たると場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注1)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注2)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記(注3)に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注3)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2019年10月17日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員及び従業員（課長職以上）128名
新株予約権の数	829個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 82,900株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 2022年11月2日 至 2024年11月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注2）
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	（注4）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

当事業年度の末日（2021年8月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が所属するグループ会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員又は従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注1)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注2)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記(注3)に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注3)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2020年10月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)4名
新株予約権の数	174個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 17,400株 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 2020年11月5日 至 2070年11月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注2)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

当事業年度の末日(2021年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年10月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注1)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注2)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記(注3)に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注3)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2020年10月19日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員及び従業員（課長職以上）139名
新株予約権の数	938個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 93,800株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 2023年11月5日 至 2025年11月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注2）
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	（注4）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

当事業年度の末日（2021年8月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が所属するグループ会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員又は従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注1)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注2)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記(注3)に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注3)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2012年11月26日 (注)	-	77,912,716	-	25,975	21,505	6,493

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。なお、同日付で会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金3,915百万円を繰越利益剰余金に振替え、欠損補填を実施しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	19	20	292	109	133	44,951	45,524	-
所有株式数(単元)	-	64,032	7,381	410,922	28,321	358	267,972	778,986	14,116
所有株式数の割合(%)	-	8.22	0.95	52.75	3.63	0.05	34.40	100.00	-

(注) 1. 自己株式795,145株は、「個人その他」に7,951単元及び「単元未満株式の状況」に45株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が5単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ビックカメラ	東京都豊島区高田三丁目23番23号	39,000	50.57
小島 章利	栃木県宇都宮市	2,337	3.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,834	2.37
小島 三子	栃木県宇都宮市	1,809	2.34
株式会社日本カストディ(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,759	2.28
有限会社ケーケーワイ	栃木県宇都宮市御幸町158番16号	1,540	1.99
寺崎 佳子	栃木県宇都宮市	1,458	1.89
佐藤 由姫子	栃木県宇都宮市	1,147	1.48
小島 将人	東京都板橋区	967	1.25
小島 久幸	栃木県宇都宮市	862	1.11
合計	-	52,716	68.35

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2021年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 795,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 77,103,500	771,035	-
単元未満株式	普通株式 14,116	-	-
発行済株式総数	77,912,716	-	-
総株主の議決権	-	771,035	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が500株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれております。

【自己株式等】

2021年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社コジマ	栃木県宇都宮市星が丘 二丁目1番8号	795,100	-	795,100	1.02
計	-	795,100	-	795,100	1.02

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年4月8日)での決議状況 (取得期間 2021年4月13日~2021年6月30日)	500,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	500,000	419,296,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	80,703,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	16.14
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	16.14

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	26	18,668
当期間における取得自己株式	-	-

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(ストック・オプションとしての新株予約権の行使による減少)	5,800	3	-	-
保有自己株式数	795,145	-	795,145	-

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する収益性、会社の今後の収益予想、企業基盤の強化等を十分考慮し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当金につきましては、上記の方針に基づき1株当たり14円00銭の期末配当を実施することを決定いたしました。

また、内部留保資金の用途につきましては、店舗の新設及び改装の設備投資等業容の拡大と収益性向上を図るべく活用してまいり所存であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は次のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2021年11月18日 定時株主総会決議	1,079	14.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方は、それが有効に機能することの意義を十分に認識し、公正な経営システムの維持を図ることで、株主価値の向上を目指した株主重視の経営を心がけることを基本としています。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

イ コーポレート・ガバナンスの体制及び当該体制を採用する理由

当社は監査等委員会制度を採用しており、社外取締役を含む監査等委員会が取締役会の意思決定及び業務執行の状況につき監査を実施するとともに、取締役間の相互牽制により取締役会自身が監督・監視機能を果たす体制としております。一方、業務意思決定・執行の迅速化を図る観点から、取締役及び執行役員を中心とする執行役員会を設置しております。また、コンプライアンス委員会を設置し、権限を付与することによって第三者の視座が経営判断に反映される体制を構築しております。

当該体制は、後述の内部統制システム及びリスク管理体制と合わせ、当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を具現化したものであり、構成する機関・組織が有機的に結びつくことによって、効果的な経営監視機能の発揮と迅速かつ効率的な業務の決定・執行が可能になるものと考えております。

なお、各機関等の内容は次のとおりであります。

a. 取締役会

当社の取締役会は9名の取締役（うち4名は監査等委員である取締役）で構成しており、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じ適宜臨時開催することとしております。取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告がなされ、監査等委員が取締役の意思決定及び業務執行の状況につき監査しております。

b. 執行役員会

当社では、取締役会で決議すべき重要な事項及び経営に関する重要な事項を適切迅速に審議決定し、経営活動の効率化を図り、併せて重要な日常業務の報告を実施するために、執行役員会を毎月1回の定例開催に加え、必要に応じ適宜臨時開催することとしております。監査等委員は毎回執行役員会に出席することを通じて取締役及び執行役員の意思決定及び業務執行の状況につき監査しております。

c. 監査等委員会

当社の監査等委員会は4名の取締役（うち3名は社外取締役）で構成しており、原則毎月1回の定例開催に加え、必要に応じ適宜臨時開催することとしております。監査等委員はその経験や知見に基づき独立の立場から監査業務を遂行し、監査等委員会において監査の結果その他重要事項について議論しております。

d. ガバナンス委員会、指名委員会及び報酬委員会

当社の取締役会の諮問機関として、ガバナンス委員会、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。ガバナンス委員会、指名委員会及び報酬委員会は、代表取締役及び社外取締役（監査等委員）で構成されており、コーポレートガバナンスに関する事項全般を審議しております。

指名委員会では、当社の取締役、執行役員の選解任等について審議しております。報酬委員会では、当社の取締役（監査等委員を除く）及び執行役員の報酬について審議しております。各委員会で審議した内容を取締役会に対して答申しております。

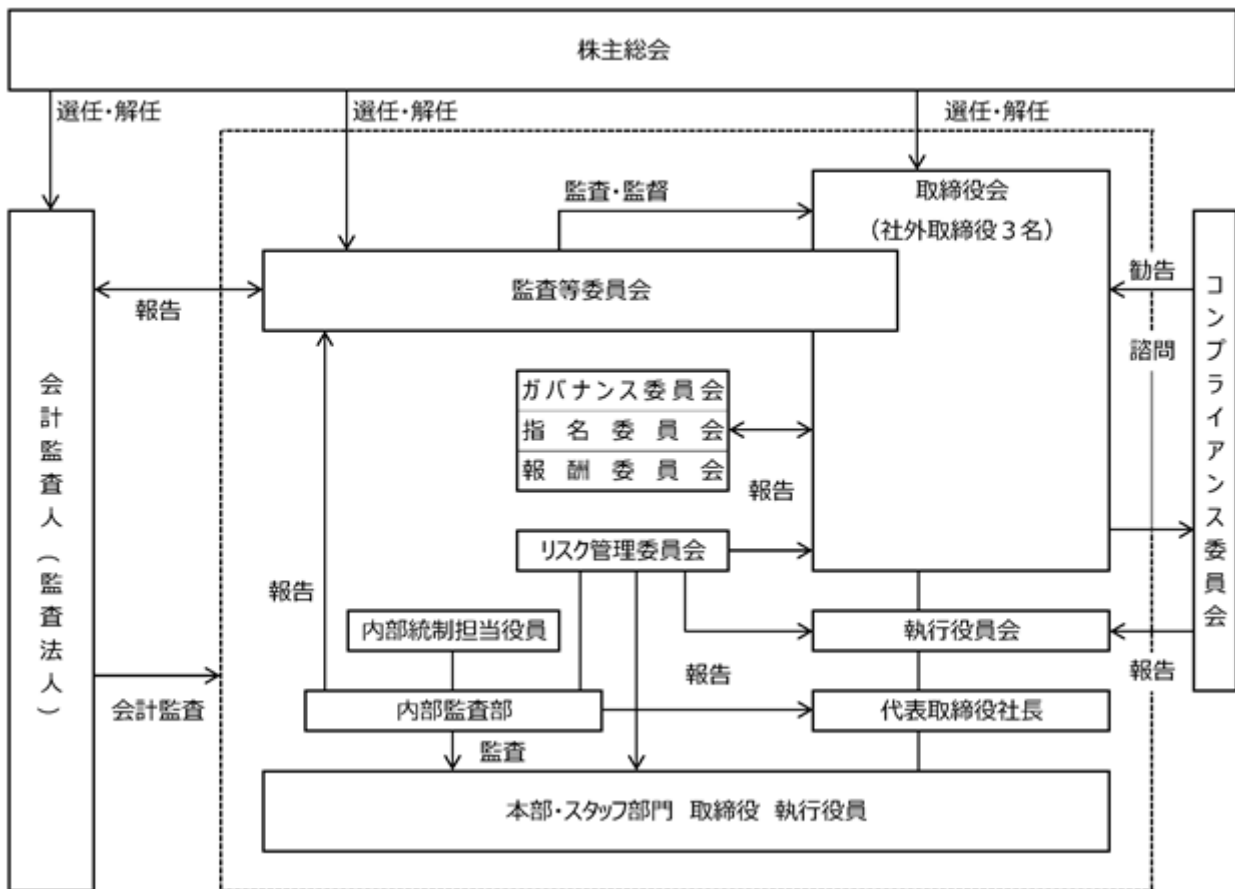
当社の各機関の構成員は次のとおりであります。

2021年11月22日現在

役職名	氏名	取締役会	執行役員会	監査等委員会	ガバナンス委員会	指名委員会	報酬委員会
代表取締役社長 社長執行役員	中澤 裕二						
代表取締役専務 専務執行役員	荒川 忠士						
取締役常務執行役員	紫藤 竜二						
取締役執行役員	久保田 一史						
取締役	木村 一義						
取締役（監査等委員）	水沼 貞夫						
社外取締役（監査等委員）	相澤 光江						
社外取締役（監査等委員）	土井 充						
社外取締役（監査等委員）	高井 章光						
執行役員	岩田 友和						
執行役員	成田 博芳						
執行役員	宮坂 貞広						
執行役員	樋口 雄一						
執行役員	染野 幹也						
執行役員	浅野 信行						
執行役員	上西 伸一						
執行役員	山口 雅士						
執行役員	大野 幸恵						

(注) 議長・委員長 構成員

□ コーポレート・ガバナンスの関係図



八 内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制の整備のため、次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

(1) 取締役及び使用人（以下、「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため、「コンプライアンス憲章」並びに「コンプライアンスマニュアル」を取締役等に周知徹底させる。

取締役会の諮問機関として、取締役総務人事本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題について必要な検討を実施する。

取締役等がコンプライアンス上の問題を発見した場合、コンプライアンス委員会事務局に速やかに報告・通報するよう、周知徹底する。また、コンプライアンス委員会事務局への報告・通報内容は、適宜、取締役会及び監査等委員会に報告する。

「取締役会規程」及び「執行役員会議規程」に基づき、会議体において各取締役及び執行役員の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。

内部監査部は、内部統制の有効性と業務執行の状況につき、全部門を対象に内部監査を実施し、適宜、監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

取締役等に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、取締役等に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

取締役等は、適正に業務を遂行しているかどうかを自主チェックするとともに、他の取締役等の業務遂行を常時監督する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当役員は内部統制担当役員とし、リスク管理の統制部門は内部監査部とする。リスク管理担当役員並びに内部監査部は、「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行い、これを運用する。また、内部統制担当役員は、適宜、リスク管理の状況を取締役会及び監査等委員会に報告する。

不測の事態が発生したときは、代表取締役を長とする緊急時対策本部を設置し、迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした態度で組織的に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。

意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については執行役員会議において合議制により慎重な意思決定を行う。

中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業務目標を明確にする。

電子稟議等のITシステムを活用することにより、業務の効率化及び他の取締役等との情報共有並びに意思連絡の迅速化・簡素化を図る。

(5) 業務の適正を確保するための体制

「コンプライアンス憲章」に従い、コンプライアンス体制の構築に努める。

株式会社ビックカメラとの合同会議等において、業務の状況を定期的に報告する。

リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し運用する。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき職員（以下、「監査等委員補助者」という。）を置くことを求めた場合における当該監査等委員補助者に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき職員を設置することを求めた場合、取締役会はその職務の遂行に足る適切な人材を選定する。
監査等委員補助者は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの監査等委員補助者の独立性及び指示の実効性に関する事項
取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの監査等委員補助者の独立性及び指示の実効性を確保するために、監査等委員補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。
- (8) 取締役等（監査等委員である取締役を除く。）が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役等は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会に次の事項を報告する
イ．会社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項
ロ．毎月の経営状況として重要な事項
ハ．内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
ニ．重大な法令・定款違反
ホ．その他コンプライアンス上重要な事項
各部門を統括する取締役等（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会と協議の上、適宜、担当する部門のリスク管理体制について報告する。
監査等委員へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いを受けないよう、その処遇については監査等委員会の同意を得ることとする。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役等の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
監査等委員である取締役は、取締役会のほか、執行役員会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができるとともに、必要に応じて取締役等（監査等委員である取締役を除く。）に対して報告を求められることができる。
監査等委員会は、半期に1回以上、取締役会において監査活動結果の報告を行う。
監査等委員会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する。
監査等委員会は、内部監査部と連携して情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。
監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員の職務に必要でないとい認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

二 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を可能とすることを目的とするものであります。

また、当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。

ホ 責任限定契約の内容の概要

当社の取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の全ては、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも法令が規定する最低責任限度額としております。

へ 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しております。

ト 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

チ 取締役の選任の決議要件

当社は、監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役は、それぞれ区分して株主総会の決議によって選任しております。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

リ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 社長執行役員	中澤 裕二	1973年12月28日生	1995年6月 当社入社 2000年7月 当社NEW青葉台店長 2010年4月 当社マーケティング企画室マネージャー 2012年2月 当社マーチャンダイジング部マネージャー 2014年9月 当社執行役員営業本部営業部営業企画管理支援室長 2016年9月 当社執行役員営業本部営業企画・管理部長 2018年9月 当社常務執行役員営業本部営業企画・管理部長 2020年9月 当社社長執行役員 2020年11月 当社代表取締役社長社長執行役員(現任) 2020年11月 株式会社ビックカメラ取締役(現任) 2021年6月 株式会社とちぎテレビ社外取締役(現任)	(注3)	1,900
代表取締役専務 専務執行役員 経営企画本部長	荒川 忠士	1969年8月4日生	1991年10月 当社入社 2009年11月 当社情報システム本部長 2011年10月 当社情報システム本部長兼経営企画室長 2012年6月 当社執行役員経営企画室長兼情報システム本部長 2012年6月 株式会社コジマエージェンシー監査役 2012年11月 当社執行役員経営企画本部長 2013年11月 当社取締役執行役員経営企画本部長 2018年9月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長 2020年9月 当社代表取締役専務専務執行役員経営企画本部長(現任)	(注3)	17,800
取締役常務執行役員 総務人事本部長兼人事部長兼内部統制担当	紫藤 竜二	1976年9月17日生	1995年4月 当社入社 2003年11月 当社NEW川越インター店長 2005年6月 当社NEW新座店長 2008年6月 当社NEW柏店長 2011年10月 当社成城店長 2012年4月 当社営業本部営業部ブロックマネージャー 2013年9月 当社執行役員営業本部営業部ブロックマネージャー 2018年9月 当社執行役員総務人事本部長兼人事部長兼内部統制担当 2018年11月 当社取締役執行役員総務人事本部長兼人事部長兼内部統制担当 2020年9月 当社取締役常務執行役員総務人事本部長兼人事部長兼内部統制担当(現任)	(注3)	2,300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役執行役員 営業本部長兼開発部長	久保田 一史	1977年2月18日生	1997年4月 当社入社 2010年10月 当社NEW井草店店長 2012年4月 当社NEW高井戸店店長 2013年2月 当社営業本部営業部 2015年9月 当社営業本部営業部新店準備室長 2016年5月 当社営業本部営業部開発室長 2017年9月 当社営業本部開発部長兼店舗リノベーション室長 2018年9月 当社執行役員営業本部開発部長兼店舗リノベーション室長 2020年9月 当社執行役員営業本部長兼開発部長 2020年11月 当社取締役執行役員営業本部長兼開発部長(現任)	(注3)	1,000
取締役	木村 一義	1943年11月12日生	1967年4月 日興証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社)入社 2000年3月 同社取締役副社長 2001年6月 日興アセットマネジメント株式会社取締役社長 2005年6月 日興コーディアル証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社)取締役会長 2012年4月 株式会社ビックカメラ顧問 2012年6月 大和ハウス工業株式会社社外取締役(現任) 2012年6月 スパークス・グループ株式会社社外監査役 2012年11月 株式会社ビックカメラ取締役 2013年2月 当社代表取締役会長 2013年9月 当社代表取締役会長兼社長代表執行役員 2020年6月 スパークス・グループ株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年8月 当社取締役(現任) 2020年9月 株式会社ビックカメラ代表取締役社長社長執行役員(現任)	(注3)	24,300
取締役 (監査等委員)	水沼 貞夫	1972年4月30日生	1993年4月 当社入社 1999年3月 当社NEW垂水店店長 2000年9月 当社NEW名谷店店長 2002年11月 当社NEW堺店店長 2004年5月 当社営業本部マネージャー 2010年4月 当社営業本部営業支援室マネージャー 2012年11月 当社人事本部マネージャー 2014年9月 当社総務人事本部総務人事部長 2017年11月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注5)	1,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	相澤 光江	1942年10月14日生	1976年11月 司法試験合格 1979年 4月 東京弁護士会弁護士登録 1981年 4月 三宅・今井・池田法律事務所入所 1985年 4月 新東京総合法律事務所開設 同事務所パートナー 2000年 6月 サミット株式会社社外監査役 2005年 6月 当社監査役 2007年10月 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)パートナー 2012年 3月 E L G C 株式会社社外監査役(現任) 2015年 4月 T M I 総合法律事務所パートナー(現任) 2015年 6月 オカモト株式会社社外取締役(現任) 2015年11月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2015年11月 株式会社富士ロジテックホールディングス社外監査役 2016年 6月 プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社社外監査役(現任)	(注5)	5,800
取締役 (監査等委員)	土井 充	1947年 7月 1 日生	1980年 3月 公認会計士開業 1983年 3月 税理士登録 2003年 5月 株式会社カチタス社外監査役 2005年 6月 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社社外監査役 2009年 6月 当社監査役 2015年11月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2016年 2月 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社社外取締役(監査等委員) 2016年 6月 国際興業ホールディングス株式会社社外監査役(現任) 2021年 1月 中和有限責任監査法人代表社員(現任)	(注5)	4,800
取締役 (監査等委員)	高井 章光	1968年 6月 5 日生	1992年10月 司法試験合格 1995年 4月 第二東京弁護士会弁護士登録 1995年 4月 あさひ法律事務所(現あさひ法律事務所、西村あさひ法律事務所)アソシエイト弁護士 1999年 6月 須藤・高井法律事務所開設共同パートナー 2007年11月 第二東京弁護士会仲裁センター仲裁人候補者(現任) 2011年 9月 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員(現任) 2016年 6月 高井総合法律事務所開設 代表(現任) 2016年 6月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ社外監査役(現任) 2017年 1月 日本商工会議所経済法規専門委員会委員(現任) 2017年 6月 株式会社NEW ART HOLDINGS社外監査役(現任) 2020年11月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2021年 2月 株式会社ノダ社外取締役(現任)	(注4)	200
計					60,000

(注) 1. 取締役相澤光江、取締役土井充及び取締役高井章光は社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制は、次のとおりであります。

委員長 水沼貞夫 委員 相澤光江 委員 土井充 委員 高井章光

3. 取締役（監査等委員である取締役は除く。）の任期は、2021年11月18日選任後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、2020年11月18日選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査等委員である取締役の任期は、2021年11月18日選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社は経営環境の変化に即応し、将来の事業展開、経営戦略の一層の充実を図るため、執行役員制度を導入することで、意思決定のスピードアップと監視機能の強化並びに業務執行の強化を図っております。上記以外の執行役員は、次の9名であります。

役職名	氏名
執行役員営業本部営業部長	岩田 友和
執行役員総務人事本部総務部長	成田 博芳
執行役員経営企画本部経営企画部長兼新規事業開発室長	宮坂 貞広
執行役員営業本部法人営業部長兼法人事業所統括室長	樋口 雄一
執行役員営業本部営業企画・管理部長	染野 幹也
執行役員営業本部E C事業部長	浅野 信行
執行役員営業本部営業部ブロックマネージャー	上西 伸一
執行役員営業本部法人営業部店舗法人統括室長	山口 雅士
執行役員総務人事本部人事部女性活躍・ウェルネス推進室長	大野 幸恵

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であります。

当社取締役会は、東京証券取引所が定める独立性判断基準を満たす者を、当社からの独立性を有していると判断いたします。

また、取締役会は、この基準を充たしていることに加え、実質的にも独立性があると判断されること、さらに、経験・知識・専門性から判断して取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定するよう努めております。

当社は弁護士資格を有する相澤光江氏及び高井章光氏、公認会計士及び税理士の資格を有する土井充氏を社外取締役として選任しております。当社は企業統治において果たす機能及び役割として、各監査等委員のそれぞれの専門分野で培われた経験と知識に基づき、独立的立場から監査業務を遂行していただくことを期待しております。

社外取締役相澤光江氏は、T M I 総合法律事務所のパートナー、オカモト株式会社の社外取締役、E L G C 株式会社及びブルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社の社外監査役を兼務しております。当社は、T M I 総合法律事務所との間で法律業務に関し委任契約を締結しております。また、その他の法人と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役土井充氏は、国際興業ホールディングス株式会社の社外監査役、中和有限責任監査法人の代表社員を兼務しておりますが、いずれの法人も当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役高井章光氏は、高井総合法律事務所代表、株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ及び株式会社NEW ART HOLDINGSの社外監査役、株式会社ノダの社外取締役を兼務しておりますが、いずれの法人も当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

当社は社外取締役相澤光江氏、土井充氏及び高井章光氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、社外取締役相澤光江氏、土井充氏及び高井章光氏は、いずれも「役員一覧」の所有株式数欄に記載のとおり当社株式を所有しておりますが、その他には、当社と社外取締役個人との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役による監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係
当社の監査等委員会は4名（うち3名は社外取締役）で構成しております。監査等委員は会計監査人との間で
事前に監査計画を共有し、適宜情報の交換を行い、取締役会及びその他重要な会議への出席等を通して、取締役
の職務遂行につき監査を実施しております。また、内部監査部は監査等委員との間で情報交換のための会議を適
宜実施するとともに、監査業務の結果について報告を行います。

(3) 【監査の状況】

内部監査及び監査等委員監査の状況

当社においては、内部統制の有効性と業務執行の状況につき、内部監査部（9名）が全部門を対象に業務監
査を実施しており、その監査結果は経営トップマネジメントに報告されております。

当社の監査等委員会は4名の取締役（うち3名は社外取締役）で構成しており、原則毎月1回の定例開催に
加え、必要に応じ適宜臨時開催することとしております。監査等委員はその経験や知見に基づき独立の立場か
ら監査業務を遂行し、監査等委員会において監査の結果その他重要事項について議論しております。

当事業年度の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

		監査等委員会（16回開催）	
		出席回数	出席率
取 締 役 （ 常 勤 監 査 等 委 員 ）	水 沼 貞 夫	16回	100%
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	相 澤 光 江	16回	100%
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	土 井 充	16回	100%
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	高 井 章 光	12回	92%

高井章光氏は、2020年11月18日開催の定時株主総会にて、新任の社外取締役として選任されており、選任後
の監査等委員会は13回開催されております。

社外取締役（監査等委員）相澤光江氏、土井充氏及び高井章光氏は、以下のとおり、法律又は財務及び会計
に関する相当程度の知見を有しております。

- ・相澤光江氏及び高井章光氏は、弁護士の資格を有しております。
- ・土井充氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。

監査等委員会における主な検討事項として、内部統制システムの構築・運用状況の監視、監査計画と監査報
酬の適切性検証、取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任及び報酬等に関する意見形成、店舗往査
（24店舗実施）等がなされました。

監査等委員会の役割分担については、期初に作成する監査計画に基づき、常勤監査等委員は連携して会社の
事業活動を常に把握し、業務監査・会計監査を全般的に行い、監査等委員は常勤監査等委員が監査・調査・収
集した情報に基づき専門的・客観的・独立的な観点から適宜監査意見を述べると共に、必要に応じ提言を行な
うこととしております。そのため、常勤監査等委員は、取締役会、執行役員会、営業会議、リスク管理委員会
等の重要会議への出席ほか、取締役との個別会合の場を通じて、取締役の職務の執行状況について報告を受
け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧することにより、取締役の職務執行を監査いたします。
一方、監査等委員は取締役会等へ出席し、取締役等の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明
を求め、取締役の職務執行を監査しております。

当社においては、内部統制報告制度に対応するのみならず、内部統制機能の充実を図っていくために、社外
の有資格者も参加しております。社外の有資格者も含め内部監査部、監査等委員及び会計監査人との間で適宜
意見及び情報の交換、報告を行う等連携を図り、内部監査及び監査等委員監査と機能を補完し合い、具体的課
題の提起、検討及び対応を行ってまいります。

会計監査の状況

a . 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b . 継続監査期間

9年間

c . 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 : 末村 あおぎ

指定有限責任社員 業務執行社員 : 関 信 治

d . 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、その他の補助者10名により構成されております。

e . 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f . 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っています。評価に際し、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の評価基準、選定基準を定め、その基準に基づき評価をしております。監査等委員会は、会計監査人と定期的な意見交換をし、確認事項についての聴取、監査実施状況の報告等を通して、監査法人の品質管理体制の構築状況、監査チームの独立性の確保と専門性の有無等、監査の有効性と効率性等についての確認を行っています。なお、当社の現任の有限責任監査法人トーマツは、評価の結果、問題はないものと認識しております。

監査報酬の内容等

a . 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
39	1	40	2

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である『企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言・指導業務』を委託し、対価を支払っております。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である『企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言・指導業務』を委託し、対価を支払っております。

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

当社において、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針として明確に定めたものではありませんが、監査人の独立性を損ねないよう、監査日数、当社の規模・業務の特性等を勘案した上で決定しております。

e . 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年11月25日開催の第53期定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、2018年11月14日開催の第56期定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬限度額を年額80百万円以内と決議いただいております。なお、「会社法の一部を改正する法律」（2019年法律第70号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（2020年法務省令第52号）が施行されたことに伴い、株式報酬型ストック・オプションに係る報酬枠の再設定を2021年11月18日開催の第59期定時株主総会で決議いただいております。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年11月25日開催の第53期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役（監査等委員を除く。）5名、取締役（監査等委員）4名であります。

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬にかかる基本方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会（2018年12月26日設置）へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬体系は、各取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役職や職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、取締役の報酬は、各取締役の役割に応じた金銭による「基本報酬」、短期インセンティブとしての会社業績と個人のミッション達成状況からなる金銭による「業績連動報酬等」、中長期インセンティブとしての「株式報酬型ストック・オプション」から構成いたします。

なお、監査等委員である取締役の報酬等の額は、常勤と非常勤の別、社内取締役と社外取締役の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は、客観的立場から取締役の職務の執行を監査する役割を担うことから基本報酬のみを支給することといたします。

また、中長期の業績にコミットする観点から、各取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、月額報酬額の一定額を当社役員持株会に拠出することにより、当社株式を取得し、取得した株式の保有を在任任期中、継続する制度を設けております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

イ 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、各取締役の役職や職責、当社の業績、市場水準等を考慮しながら、あらかじめ定められた基準額の範囲内で決定された額を月次の報酬として支給する。

監査等委員である取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割や専門知識・経験等を考慮して監査等委員である取締役の協議により、個別に決定し、月次の報酬として支給する。

ロ 業績連動報酬等にかかる業績指標の内容の決定に関する方針

取締役に対する業績連動報酬等にかかる業績指標は、企業価値の持続的な向上を図るためには収益力の向上が重要であるため、業績連動報酬については売上高、営業利益とし、株式報酬型ストック・オプションにかかる業績指標は営業利益等とする。業績指標については、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえ見直しを行うものとする。

ハ 業績連動報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する指針を含む。）

取締役に対する金銭による業績連動報酬等は、業績指標の年度ごとの達成状況を考慮し、各事業年度終了後に会社及び個人の業績評価に応じて個人別の額を算定するものとし、在任任期中、月次の報酬として支給する。

ニ 株式報酬型ストック・オプションの内容及びその数の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する指針を含む。）

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションは、持続的な企業価値の増大を目的とした株式報酬制度であり、その割当て数は取締役会の決議をもって決定する。

各事業年度における営業利益等を参考に業績目標を定め、業績目標を達成した場合に支払うものとする。その支払時期は、対象期間の末日の属する月とする。また、退任時に限り権利行使を認めるものとする。

なお、新株予約権者の行為が、法令又は当社の社内規程等に違反したと取締役会が判断したとき、ストック・オプションに係る新株予約権割当契約書に定める事項に違反したとき、会社の名誉を毀損し、あるいは会社に著しい損害を与えたと取締役会が判断したとき、当社の事前の書面による承諾なく競業会社の役員又は顧問等に就任したときは、累積した新株予約権を放棄するものとする。

ホ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については取締役会の決議に基づき代表取締役社長にその具体的な決定を一任する。

代表取締役社長に一任する権限の内容は、株主総会決議により定められた上限額等の範囲内における取締役の個人別の基本報酬の額、業績連動報酬等の額、及び株式報酬型ストック・オプションの割当数の決定とする。

また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、代表取締役社長が上記委任に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、予め、報酬委員会の答申を得た上で、当該答申の内容を最大限尊重することを上記委任の条件とする。

監査等委員である取締役の基本報酬については、株主総会決議により定められた上限額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により個人別の報酬額を決定する。

ハ 基本報酬、業績連動報酬等、及び株式報酬型ストック・オプションの額の割合の決定に関する方針

取締役の報酬水準、並びに基本報酬、業績連動報酬等、及び株式報酬型ストック・オプションの額の相互の割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参照して決定する。具体的には、現金報酬は基本報酬50%、業績連動報酬等50%とし、株式報酬型ストック・オプションは前記二のとおり、業績目標を達成した場合に付与するものとする。

取締役会の一任を受けた代表取締役は、報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬割合の範囲内で各取締役の報酬等の内容を決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長中澤裕二氏が社業全般を統括していることから、取締役会決議に基づきその具体的な決定を同氏に一任しており、一任する権限の内容は、株主総会決議により定められた上限額等の範囲内における取締役の個人別の基本報酬の額、業績連動報酬等の額、及び株式報酬型ストック・オプションの割当数の決定としております。また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、代表取締役社長が上記委任に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、予め、報酬委員会の答申を得た上で、当該答申の内容を最大限尊重することを上記委任の条件としております。

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び達成状況につきましては、業績目標に対し、売上高は297,535百万円（目標比+9,235百万円で達成）、営業利益は8,861百万円（目標比+3,861百万円で達成）となりました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	105	41	50	14	6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	14	14	-	-	1
社外役員	15	15	-	-	3

(注) 非金銭報酬等は、当社の中長期にわたる中期経営目標の達成と持続的な企業価値の増大を目的とした株式報酬型ストック・オプション制度であります。当該株式報酬型ストック・オプション制度は、非金銭報酬等による業績連動報酬等でありませんが、上記表においては「非金銭報酬等」に記載しております。なお、非金銭報酬等の内容については、「 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項 二 」に記載しております。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等
報酬等の総額が100百万円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式を保有していないため、省略しております。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	57
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について
当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
2. 監査証明について
当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年9月1日から2021年8月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
3. 連結財務諸表について
当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。
4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて
当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等が行う研修への参加や、会計基準、法令等を遵守するための教育を行うことにより、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,144	18,055
売掛金	1 13,721	1 12,463
商品	36,990	37,027
貯蔵品	148	116
前渡金	88	168
前払費用	1,185	1,184
未収入金	1 2,128	1 2,088
預け金	284	234
その他	175	163
貸倒引当金	212	201
流動資産合計	84,656	71,302
固定資産		
有形固定資産		
建物	43,841	41,299
減価償却累計額	34,712	33,178
建物(純額)	9,128	8,120
構築物	3,951	3,693
減価償却累計額	3,808	3,561
構築物(純額)	142	132
機械及び装置	935	362
減価償却累計額	913	356
機械及び装置(純額)	21	5
車両運搬具	0	0
減価償却累計額	0	0
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	4,473	4,514
減価償却累計額	4,047	4,045
工具、器具及び備品(純額)	425	468
土地	8,605	8,528
リース資産	2,551	1,427
減価償却累計額	1,680	678
リース資産(純額)	871	748
その他	16	78
有形固定資産合計	19,212	18,082
無形固定資産		
借地権	483	483
商標権	0	0
電話加入権	149	149
ソフトウェア	463	498
無形固定資産合計	1,096	1,131
投資その他の資産		
前払年金費用	2,292	2,417
長期前払費用	471	425
繰延税金資産	8,921	7,821
長期差入保証金	11,471	11,281
その他	122	119
貸倒引当金	54	54
投資その他の資産合計	23,226	22,010
固定資産合計	43,534	41,223
資産合計	128,190	112,525

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 18,860	1 15,684
1年内返済予定の長期借入金	4,441	4,625
1年内償還予定の社債	200	200
リース債務	151	99
未払金	5,390	5,012
未払法人税等	1,175	878
前受金	5,780	3,423
預り金	684	721
賞与引当金	1,115	1,187
ポイント引当金	2,199	2,308
店舗閉鎖損失引当金	278	203
資産除去債務	341	54
その他	4,036	1,380
流動負債合計	44,657	35,780
固定負債		
社債	800	600
長期借入金	21,732	10,707
リース債務	471	371
商品保証引当金	496	319
店舗閉鎖損失引当金	467	438
資産除去債務	4,323	4,263
その他	1,242	1,051
固定負債合計	29,533	17,752
負債合計	74,191	53,532
純資産の部		
株主資本		
資本金	25,975	25,975
資本剰余金		
資本準備金	6,493	6,493
その他資本剰余金	9,419	9,419
資本剰余金合計	15,913	15,913
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,252	17,623
利益剰余金合計	12,252	17,623
自己株式	155	572
株主資本合計	53,985	58,940
新株予約権	13	52
純資産合計	53,999	58,993
負債純資産合計	128,190	112,525

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月 31日)	当事業年度 (自 2020年 9月 1日 至 2021年 8月 31日)
売上高	288,216	297,535
売上原価		
商品期首たな卸高	45,872	36,990
当期商品仕入高	200,245	211,928
合計	246,118	248,919
商品他勘定振替高	1 151	1 94
商品期末たな卸高	36,990	37,027
商品売上原価	2 208,975	2 211,797
売上総利益	79,240	85,737
販売費及び一般管理費	3 72,018	3 76,875
営業利益	7,221	8,861
営業外収益		
受取利息	55	40
有価証券利息	-	0
受取配当金	1	-
受取手数料	42	52
受取保険金	149	151
助成金収入	-	296
補助金収入	70	-
その他	41	73
営業外収益合計	361	613
営業外費用		
支払利息	109	82
社債利息	0	0
社債発行費	8	-
支払手数料	27	54
賃貸収入原価	18	18
契約違約金	30	65
その他	6	9
営業外費用合計	200	230
経常利益	7,382	9,244
特別利益		
固定資産売却益	4 0	4 70
受取保険金	-	5 226
助成金収入	6 4	-
特別利益合計	4	296
特別損失		
固定資産売却損	7 0	7 0
固定資産除却損	8 47	8 62
投資有価証券売却損	21	-
減損損失	9 374	9 649
リース解約損	0	0
店舗閉鎖損失引当金繰入額	76	17
災害による損失	-	10 285
臨時休業による損失	11 34	-
特別損失合計	554	1,015
税引前当期純利益	6,832	8,525
法人税、住民税及び事業税	1,014	1,122
法人税等調整額	239	1,100
法人税等合計	775	2,223
当期純利益	6,056	6,302

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	25,975	6,493	9,419	15,913	6,971	6,971
当期変動額						
剰余金の配当					776	776
当期純利益					6,056	6,056
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	5,280	5,280
当期末残高	25,975	6,493	9,419	15,913	12,252	12,252

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	155	48,704	23	23	-	48,681
当期変動額						
剰余金の配当		776				776
当期純利益		6,056				6,056
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			23	23	13	37
当期変動額合計	-	5,280	23	23	13	5,317
当期末残高	155	53,985	-	-	13	53,999

当事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	25,975	6,493	9,419	15,913	12,252	12,252
当期変動額						
剰余金の配当					931	931
当期純利益					6,302	6,302
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	0	0	5,371	5,371
当期末残高	25,975	6,493	9,419	15,913	17,623	17,623

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	155	53,985	13	53,999
当期変動額				
剰余金の配当		931		931
当期純利益		6,302		6,302
自己株式の取得	419	419		419
自己株式の処分	3	3		3
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）			38	38
当期変動額合計	416	4,955	38	4,994
当期末残高	572	58,940	52	58,993

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月 31日)	当事業年度 (自 2020年 9月 1日 至 2021年 8月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	6,832	8,525
減価償却費	1,698	1,479
減損損失	374	649
賞与引当金の増減額(は減少)	139	72
ポイント引当金の増減額(は減少)	199	108
商品保証引当金の増減額(は減少)	211	176
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	36	103
前払年金費用の増減額(は増加)	70	124
貸倒引当金の増減額(は減少)	6	11
受取利息及び受取配当金	57	40
支払利息及び社債利息	109	82
固定資産売却益	0	70
固定資産除却損	47	62
売上債権の増減額(は増加)	1,563	1,258
たな卸資産の増減額(は増加)	8,938	33
前受金の増減額(は減少)	1,716	2,356
仕入債務の増減額(は減少)	2,861	3,176
その他	4,053	2,924
小計	25,036	3,220
利息及び配当金の受取額	3	0
利息の支払額	109	81
法人税等の支払額	770	1,220
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,160	1,918
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	80	-
有形固定資産の取得による支出	935	841
有形固定資産の除却による支出	272	410
有形固定資産の売却による収入	0	70
無形固定資産の取得による支出	188	372
投資その他の資産の増減額(は増加)	1,379	280
その他	324	192
投資活動によるキャッシュ・フロー	260	1,466
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	5,100	-
長期借入れによる収入	12,600	4,000
長期借入金の返済による支出	3,138	14,841
社債の発行による収入	1,000	-
社債の償還による支出	-	200
リース債務の返済による支出	303	152
自己株式の取得による支出	-	419
配当金の支払額	773	930
その他	-	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,283	12,540
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	28,184	12,088
現金及び現金同等物の期首残高	1,959	30,144
現金及び現金同等物の期末残高	30,144	18,055

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 時価のあるもの

 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

 時価のないもの

 移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 貯蔵品

 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

 定率法によっております。

 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

 耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

 ただし、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

 ソフトウェア

 利用可能期間（5年）による定額法によっております。

 その他

 定額法によっております。

 耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) リース資産

 リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

(4) 長期前払費用

 定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) ポイント引当金

顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。

(5) 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に係る修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績に基づき将来の修理費用見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

店舗設備等の固定資産の減損

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産が18,082百万円(うち営業店舗に係る資産は15,830百万円)、無形固定資産が1,131百万円(うち営業店舗に係る資産は373百万円)計上しております。また、当事業年度の損益計算書において、固定資産の減損損失649百万円(うち営業店舗に係る減損損失は649百万円)が計上されております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各店舗の本社費配賦後の経常損益が過去2期連続してマイナスとなった場合、各店舗の本社費配賦後の経常損益がマイナスであり翌期予算も継続してマイナスである場合、店舗設備等の固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは店舗閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候があるものとしております。

また、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗の固定資産の帳簿価額を下回る店舗について、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、固定資産の帳簿価額を「回収可能価額」まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りは、商圏における市場環境等の影響を考慮した店舗ごとの事業計画を基礎としています。

そのため、今後の経営環境の変化等の要因により、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、公正価値測定についてほぼ同じ内容
の詳細なガイダンスを定めています(IASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820)。これらの国際
的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、企業会計基準委員会において、時価の算定に関する
会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定
方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号
の定めを基本的にすべて取り入れることとされております。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に
配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取り扱いを定める
こととされております。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首から適用します。

なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年改正)については、2023年8月期の期首から適
用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であ
ります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の財務諸
表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度
に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
売掛金	1,629百万円	1,854百万円
未収入金	1,407	1,119
買掛金	17,410	14,473

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と貸出コミットメント契約及び当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
貸出コミットメントの総額及び 当座貸越極度額	32,600百万円	32,700百万円
借入実行残高	-	-
差引額	32,600	32,700

(損益計算書関係)

1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
販売費及び一般管理費	151百万円	93百万円
固定資産	-	1

2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
	256百万円	414百万円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
運送費	11,768百万円	12,515百万円
ポイント販促費	6,002	6,372
給与手当	9,447	10,144
賞与引当金繰入額	1,115	1,187
退職給付費用	168	191
地代家賃	8,423	8,480
支払手数料	7,586	10,388
減価償却費	1,657	1,466
貸倒引当金繰入額	6	11
おおよその割合		
販売費	35.4%	35.1%
一般管理費	64.6%	64.9%

4 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
建物	0百万円	51百万円
構築物	0	3
機械及び装置	-	13
工具、器具及び備品	0	1
合計	0	70

5 受取保険金

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

受取保険金は、2021年2月に発生した福島県沖地震による被害に対応するものであります。

6 助成金収入

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用調整助成金の特例措置の適用を受けたものであります。当該支給見込額を助成金収入として特別利益に計上しております。

7 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
建物	- 百万円	0百万円
工具、器具及び備品	0	-
合計	0	0

8 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
建物	40百万円	42百万円
構築物	4	3
機械及び装置	-	15
車両運搬具	-	0
工具、器具及び備品	2	1
合計	47	62

9 減損損失

当社は次の資産グループについて減損損失を計上しております。

前事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

場所	用途	種類
東京都 他	営業店舗 他	建物、工具、器具及び備品 他

当社は、営業店舗や遊休資産等について個別物件ごとにグルーピングしております。

当社は競争力のある店舗づくりに取組み、また、効率的な店舗網構築のため、積極的な店舗統廃合を実施しておりますが、収益性が著しく低下した営業店舗、今後の統廃合により閉鎖予定の営業店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、当該減少額 374百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物 155百万円、構築物 1百万円、工具、器具及び備品 23百万円、リース資産 0百万円、土地 190百万円、長期前払費用 2百万円であります。

当社は、個別物件ごとに正味売却価額と使用価値とを比較し、いずれか高い価額をもって回収可能価額としております。なお、正味売却価額については不動産鑑定評価額等に基づき算定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを4%の割引率で割り引いて算定しております。

当事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

場所	用途	種類
沖縄県 他	営業店舗 他	建物、工具、器具及び備品 他

当社は、営業店舗や遊休資産等について個別物件ごとにグルーピングしております。

当社は競争力のある店舗づくりに取組み、また、効率的な店舗網構築のため、積極的な店舗統廃合を実施しておりますが、収益性が著しく低下した営業店舗、今後の統廃合により閉鎖予定の営業店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、当該減少額 649百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物 493百万円、構築物 5百万円、工具、器具及び備品 67百万円、土地 76百万円、長期前払費用 6百万円であります。

当社は、個別物件ごとに正味売却価額と使用価値とを比較し、いずれか高い価額をもって回収可能価額としております。なお、正味売却価額については不動産鑑定評価額等に基づき算定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを4%の割引率で割り引いて算定しております。

10 災害による損失

当事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

2021年2月に発生した福島県沖地震による損害額であり、その内訳は店舗の建物・設備等の原状回復費用 237百万円、棚卸資産の滅失損失 28百万円、その他 19百万円であります。

11 臨時休業による損失

前事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令を受け、当社の一部店舗において臨時休業を実施いたしました。当該休業期間中に発生した固定費（人件費・地代家賃）を臨時休業による損失として特別損失に計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	77,912	-	-	77,912
自己株式				
普通株式	300	-	-	300

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (百万円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとして の第1回新株予約権	-	-	-	-	-	3
	ストック・オプションとして の第2回新株予約権	-	-	-	-	-	9
合計		-	-	-	-	-	13

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年11月14日 定時株主総会	普通株式	776	10.00	2019年8月31日	2019年11月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年11月18日 定時株主総会	普通株式	931	利益剰余金	12.00	2020年8月31日	2020年11月19日

当事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	77,912	-	-	77,912
自己株式				
普通株式	300	500	5	795

(注) 1. 自己株式の株式数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得 500千株及び単元未満株式の買取り 0千株によるものであります。

2. 自己株式の株式数の減少 5千株は、ストック・オプションとしての新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （百万円）
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 第1回新株予約権	-	-	-	-	-	3
	ストック・オプションとしての 第2回新株予約権	-	-	-	-	-	21
	ストック・オプションとしての 第3回新株予約権	-	-	-	-	-	10
	ストック・オプションとしての 第4回新株予約権	-	-	-	-	-	16
合計		-	-	-	-	-	52

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年11月18日 定時株主総会	普通株式	931	12.00	2020年8月31日	2020年11月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2021年11月18日 定時株主総会	普通株式	1,079	利益剰余金	14.00	2021年8月31日	2021年11月19日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
現金及び預金	30,144百万円	18,055百万円
現金及び現金同等物	30,144	18,055

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として店舗設備

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
1年内	2,692	2,406
1年超	11,037	12,368
合計	13,730	14,774

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
1年内	427	388
1年超	1,246	859
合計	1,673	1,247

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、安全性の高い金融資産に限定して資金を運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。短期的な運転資金や設備投資計画に照らして必要となる資金を主として銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金、店舗新設等に伴う長期差入保証金は、顧客及び差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に短期的な運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としております。このうち借入金には変動金利によるものが含まれており、金利の変動リスクに晒されておりますが、借入期間を短期間とすることにより金利変動に機動的に対応できるようにするとともに、金利動向を随時把握することで、当該リスクを管理しております。

また、営業債務や借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持すること等により、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額その他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年8月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	30,144	30,144	-
(2) 売掛金	13,721		
貸倒引当金(1)	122		
	13,599	13,599	-
(3) 未収入金	2,128		
貸倒引当金(2)	89		
	2,039	2,039	-
(4) 長期差入保証金	11,471		
貸倒引当金(3)	24		
	11,447	11,392	54
資産計	57,230	57,175	54
(1) 買掛金	18,860	18,860	-
(2) 未払金	5,390	5,390	-
(3) 社債(1年内償還予定のものを含む)	1,000	1,000	0
(4) 長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	26,174	26,164	9
(5) リース債務(1年内返済予定のものを含む)	622	616	6
負債計	52,048	52,032	16

1. 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

2. 未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。

3. 長期差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（2021年8月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	18,055	18,055	-
(2) 売掛金	12,463		
貸倒引当金(1)	113		
	12,350	12,350	-
(3) 未収入金	2,088		
貸倒引当金(2)	87		
	2,001	2,001	-
(4) 長期差入保証金	11,281		
貸倒引当金(3)	24		
	11,257	11,214	43
資産計	43,664	43,621	43
(1) 買掛金	15,684	15,684	-
(2) 未払金	5,012	5,012	-
(3) 社債(1年内償還予定のものを含む)	800	800	0
(4) 長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	15,332	15,339	7
(5) リース債務(1年内返済予定のものを含む)	470	475	4
負債計	37,299	37,311	12

1. 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
2. 未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。
3. 長期差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを、合理的に見積った返済期日までの期間に対応する利率により割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債、(4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2020年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	29,663	-	-	-
売掛金	13,721	-	-	-
長期差入保証金	2,752	2,917	4,481	1,319
合計	46,137	2,917	4,481	1,319

当事業年度(2021年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	17,608	-	-	-
売掛金	12,463	-	-	-
長期差入保証金	3,040	3,954	2,657	1,629
合計	33,113	3,954	2,657	1,629

3. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度(2020年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	200	200	200	200	200	-
長期借入金	4,441	3,825	3,320	12,857	1,730	-
リース債務	151	99	96	100	88	86
合計	4,793	4,124	3,616	13,158	2,018	86

当事業年度(2021年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	200	200	200	200	-	-
長期借入金	4,625	4,120	3,657	2,530	400	-
リース債務	99	96	100	88	40	44
合計	4,924	4,416	3,958	2,818	440	44

(有価証券関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
退職給付債務の期首残高	1,872百万円	1,995百万円
勤務費用	172	178
利息費用	16	17
数理計算上の差異の発生額	0	153
退職給付の支払額	64	40
退職給付債務の期末残高	1,995	2,304

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
年金資産の期首残高	4,785百万円	4,880百万円
期待運用収益	66	68
数理計算上の差異の発生額	12	301
事業主からの拠出額	80	135
退職給付の支払額	64	40
年金資産の期末残高	4,880	5,345

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,995百万円	2,304百万円
年金資産	4,880	5,345
	2,885	3,041
未認識数理計算上の差異	592	624
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,292	2,417
前払年金費用	2,292	2,417
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,292	2,417

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
勤務費用	172百万円	178百万円
利息費用	16	17
期待運用収益	66	68
数理計算上の差異の費用処理額	112	116
その他	11	20
確定給付制度に係る退職給付費用	20	32

(注) 「その他」は、出向受入者に係る出向元への退職金負担額及び出向者に対する出向先の退職金負担額を加減しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
債券	66%	64%
株式	26%	28%
その他	8%	8%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
割引率	0.9%	0.9%
長期期待運用収益率	1.4%	1.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)147百万円、当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)159百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
販売費及び一般管理費(株式報酬費用)	13百万円	42百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

名称	株式会社コジマ 第1回新株予約権 (2019年11月発行) (株式報酬型ストック・オプション)	株式会社コジマ 第2回新株予約権 (2019年11月発行) (株式報酬型ストック・オプション)
決議年月日	2019年10月17日	2019年10月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)2名	当社執行役員及び従業員(課長職以上)128名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 9,000株	普通株式 83,900株
付与日	2019年11月1日	2019年11月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	(注2)
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていません。	2019年11月1日~2022年11月1日
権利行使期間	2019年11月2日~2069年11月1日	2022年11月2日~2024年11月1日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は付されていませんが、権利行使時において、当社又は当社が所属するグループ会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要します。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員又は従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

名称	株式会社コジマ 第3回新株予約権 (2020年11月発行) (株式報酬型ストック・オプション)	株式会社コジマ 第4回新株予約権 (2020年11月発行) (株式報酬型ストック・オプション)
決議年月日	2020年10月19日	2020年10月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)4名	当社執行役員及び従業員(課長職以上)139名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 23,200株	普通株式 94,300株
付与日	2020年11月4日	2020年11月4日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	(注2)
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていません。	2020年11月4日~2023年11月4日
権利行使期間	2020年11月5日~2070年11月4日	2023年11月5日~2025年11月4日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は付されていませんが、権利行使時において、当社又は当社が所属するグループ会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要します。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員又は従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2021年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

名称	株式会社コジマ 第1回新株予約権 (2019年11月発行) (株式報酬型ストック・オプション)	株式会社コジマ 第2回新株予約権 (2019年11月発行) (株式報酬型ストック・オプション)
決議年月日	2019年10月17日	2019年10月17日
権利確定前(株)		
前事業年度末	-	83,400
付与	-	-
失効	-	500
権利確定	-	-
未確定残	-	82,900
権利確定後(株)		
前事業年度末	9,000	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	9,000	-

名称	株式会社コジマ 第3回新株予約権 (2020年11月発行) (株式報酬型ストック・オプション)	株式会社コジマ 第4回新株予約権 (2020年11月発行) (株式報酬型ストック・オプション)
決議年月日	2020年10月19日	2020年10月19日
権利確定前(株)		
前事業年度末	-	-
付与	23,200	94,300
失効	-	500
権利確定	23,200	-
未確定残	-	93,800
権利確定後(株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	23,200	-
権利行使	5,800	-
失効	-	-
未行使残	17,400	-

単価情報

名称	株式会社コジマ 第1回新株予約権 (2019年11月発行) (株式報酬型ストック・オプション)	株式会社コジマ 第2回新株予約権 (2019年11月発行) (株式報酬型ストック・オプション)
決議年月日	2019年10月17日	2019年10月17日
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	424	424

名称	株式会社コジマ 第3回新株予約権 (2020年11月発行) (株式報酬型ストック・オプション)	株式会社コジマ 第4回新株予約権 (2020年11月発行) (株式報酬型ストック・オプション)
決議年月日	2020年10月19日	2020年10月19日
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	711	-
付与日における公正な 評価単価(円)	622	625

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度(2021年8月期)において付与された第3回新株予約権及び第4回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 第3回新株予約権

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

名称	株式会社コジマ 第3回新株予約権(2020年11月発行) (株式報酬型ストック・オプション)
決議年月日	2020年10月19日
株価変動性(注1)	36.612%
予想残存期間(注2)	4.4年
予想配当(注3)	10.0円/株
無リスク利子率(注4)	0.109%

(注) 1. 4.4年(2016年6月11日から2020年11月4日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去の取締役の在任期間及び退任時の年齢を基に各取締役の退任時点を見積り、各取締役の付与個数で加重平均し予想残存期間を見積もっております。

3. 2019年8月期の期末配当実績及び2020年8月期の中間配当実績の合計額によっております。

4. 予想残存期間に近似する期間に対応する長期国債の複利利回りの平均値を採用しております。

(2) 第4回新株予約権

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

名称	株式会社コジマ 第4回新株予約権(2020年11月発行) (株式報酬型ストック・オプション)
決議年月日	2020年10月19日
株価変動性(注1)	38.033%
予想残存期間(注2)	4.0年
予想配当(注3)	10.0円/株
無リスク利率(注4)	0.115%

(注) 1. 4.0年(2016年11月5日から2020年11月4日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 予想残存期間については、権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定しております。
3. 2019年8月期の期末配当実績及び2020年8月期の中間配当実績の合計額によっております。
4. 予想残存期間に近似する期間に対応する長期国債の複利回りの平均値を採用しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	108百万円	97百万円
賞与引当金	339	361
ポイント引当金	670	703
たな卸資産	846	731
店舗閉鎖損失引当金	227	195
商品保証引当金	151	97
減価償却超過額	2,936	2,764
減損損失	3,047	2,829
資産除去債務	1,421	1,315
繰越欠損金(注2)	5,178	4,231
その他	906	801
繰延税金資産小計	15,833	14,128
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	2,522	2,222
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,071	2,862
評価性引当額小計(注1)	5,593	5,085
繰延税金資産合計	10,239	9,042
繰延税金負債		
前払年金費用	698	736
有形固定資産	121	82
その他	497	402
繰延税金負債合計	1,317	1,221
繰延税金資産の純額	8,921	7,821

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度(2020年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	2,331	1,181	1,394	270	-	5,178
評価性引当額	-	1,311	495	715	0	-	2,522
繰延税金資産	-	1,020	686	678	270	-	(2) 2,655

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金5,178百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産2,655百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2021年8月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (1)	1,384	1,181	1,394	270	-	-	4,231
評価性引当額	978	504	740	0	-	-	2,222
繰延税金資産	405	677	654	270	-	-	(2) 2,008

- (1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (2) 税務上の繰越欠損金4,231百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産2,008百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
法定実効税率 (調整)	30.5%	30.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	0.2%
評価性引当額	21.4%	6.0%
住民税均等割額	2.0%	1.6%
その他	0.0%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.4%	26.1%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び事業用定期借地権設定契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を3年～50年と見積り、割引率は0.1%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
期首残高	4,486百万円	4,665百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	16	16
見積りの変更による増加額	371	-
時の経過による調整額	66	57
資産除去債務の履行による減少額	276	421
期末残高	4,665	4,318

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

当社には、音響映像商品・家庭電化商品・情報通信機器商品等の物品販売業部門以外の重要なセグメントがないため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

当社には、音響映像商品・家庭電化商品・情報通信機器商品等の物品販売業部門以外の重要なセグメントがないため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

当社には、音響映像商品・家庭電化商品・情報通信機器商品等の物品販売業部門以外の重要なセグメントがないため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

当社には、音響映像商品・家庭電化商品・情報通信機器商品等の物品販売業部門以外の重要なセグメントがないため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等
前事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	株式会社ビックカメラ	東京都豊島区	25,929	家庭用電化製品等の販売	被所有 直接 50.25%	商品の発注、支払業務及び手数料の回収業務の委託 ノウハウ・ブランドの使用 役員の兼任等	商品の発注、支払業務及び手数料回収業務の委託 (注1,2)	197,246	買掛金 売掛金 未収入金	17,410 1,585 1,150

- (注) 1. 商品の発注、支払業務及び手数料の回収業務の委託については、親会社である株式会社ビックカメラの仕入先及び役務提供先との取引条件と同一であります。委託手数料については、人件費等のコストを勘案し、両者の協議により合理的に決定しております。
2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	株式会社ビックカメラ	東京都豊島区	25,929	家庭用電化製品等の販売	被所有 直接 50.58%	商品の発注、支払業務及び手数料の回収業務の委託 ノウハウ・ブランドの使用 役員の兼任等	商品の発注、支払業務及び手数料回収業務の委託 (注1,2)	213,064	買掛金 売掛金 未収入金	14,473 1,819 897

- (注) 1. 商品の発注、支払業務及び手数料の回収業務の委託については、親会社である株式会社ビックカメラの仕入先及び役務提供先との取引条件と同一であります。委託手数料については、人件費等のコストを勘案し、両者の協議により合理的に決定しております。
2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社ビックカメラ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり純資産額(円 銭)	695.58	764.30
1株当たり当期純利益(円 銭)	78.04	81.40
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円 銭)	78.01	81.27

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	6,056	6,302
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	6,056	6,302
期中平均株式数(株)	77,611,797	77,427,506
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	32,305	116,598
(うち新株予約権(株))	(32,305)	(116,598)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	43,841	511	3,053 (493)	41,299	33,178	995	8,120
構築物	3,951	17	275 (5)	3,693	3,561	20	132
機械及び装置	935	2	574	362	356	2	5
車両運搬具	0	-	0	0	0	0	0
工具、器具及び備品	4,473	325	284 (67)	4,514	4,045	215	468
土地	8,605	-	76 (76)	8,528	-	-	8,528
リース資産	2,551	-	1,124	1,427	678	122	748
その他	16	985	923	78	-	-	78
有形固定資産計	64,374	1,842	6,313 (643)	59,903	41,821	1,356	18,082
無形固定資産							
特許権	5	-	-	5	5	-	-
借地権	483	-	-	483	-	-	483
商標権	33	-	23	9	8	0	0
電話加入権	149	-	-	149	-	-	149
ソフトウェア	2,397	711	1,048	2,061	1,563	122	498
リース資産	656	-	562	94	94	-	-
無形固定資産計	3,725	711	1,634	2,802	1,671	123	1,131
長期前払費用	779	76	107 (6)	747	322	17	425

- (注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
2. 建物の当期増加額は、主に、コジマ×ビックカメラ イオンタウン茨木太田店、コジマ×ビックカメラ イオンタウンふじみ野店、コジマ×ビックカメラ イオンモール新利府北館店の出店、甲府店、コジマ×ビックカメラ イオン昭島ショッピングセンター店の照明入替等に係るものであります。
3. ソフトウェアの当期増加額は、主に、新E Cシステム開発等に係るものであります。
4. 建物の当期減少額は、主に、横浜日吉店の売却、川崎店、コジマ×ビックカメラ 茨木店、コジマ×ビックカメラ 上福岡店、太田店の除却等に係るものであります。
5. リース資産(有形固定資産)の当期減少額は、主に、コジマ×ビックカメラ イオンモール沖縄ライカム店、コジマ×ビックカメラ 横須賀店、コジマ×ビックカメラ 海老名店、コジマ×ビックカメラ 江北駅前店、コジマ×ビックカメラ 春日部店の除却等に係るものであります。
6. ソフトウェアの当期減少額は、主に、旧E Cシステム開発等に係るものであります。
7. リース資産(無形固定資産)の当期減少額は、主に、基幹及び店舗POSソフトウェア等に係るものであります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
第3回無担保社債(注1)	2020年6月15日	1,000 (200)	800 (200)	0.01	無担保	2025年5月23日
合計	-	1,000 (200)	800 (200)	-	-	-

(注) 1. ()内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
200	200	200	200	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内返済予定の長期借入金	4,441	4,625	0.26	-
1年以内返済予定のリース債務	151	99	5.00	-
長期借入金(1年以内返済予定のものを除く。)	21,732	10,707	0.24	2022年～2025年
リース債務(1年以内返済予定のものを除く。)	471	371	5.53	2022年～2032年
合計	26,797	15,803	-	-

(注) 1. 平均利率は、当期末残高を基準とした加重平均によるものであります。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	4,120	3,657	2,530	400
リース債務	96	100	88	40

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	266	2	-	13	255
賞与引当金	1,115	1,187	1,115	-	1,187
ポイント引当金	2,199	2,308	2,199	-	2,308
店舗閉鎖損失引当金	745	163	120	146	642
商品保証引当金	496	-	176	-	319

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権等に係る貸倒引当金の洗替による戻入額及び回収による取崩額であります。

2. 店舗閉鎖損失引当金の「当期減少額(その他)」は、店舗閉鎖に伴う損失に関して生じた見積差額等の取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 資産の部

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	446
預金	
普通預金	17,604
別段預金	4
計	17,608
合計	18,055

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)ビックカメラ	1,854
りそなカード(株)	1,196
ヤフー(株)	938
楽天グループ(株)	889
楽天カード(株)	761
その他	6,823
合計	12,463

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期末残高 (百万円)	当期末発生高 (百万円)	当期末回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ 365
13,721	245,373	246,631	12,463	95.2	19.5

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(百万円)
音響映像商品	8,327
家庭電化商品	15,874
情報通信機器商品	10,062
その他の商品	2,763
合計	37,027

貯蔵品

区分	金額（百万円）
販売用消耗品	48
その他	67
合計	116

繰延税金資産

繰延税金資産は、7,821百万円であり、その内容については「1 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

長期差入保証金

区分	金額（百万円）
賃借保証金	2,177
店舗等敷金	8,760
その他	343
合計	11,281

2 負債の部
買掛金

相手先	金額（百万円）
(株)ビックカメラ	14,473
(株)ソフマップ	218
東京シェルバック(株)	66
(株)西神サービス	63
(株)ソーデン社	62
その他	799
合計	15,684

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高（百万円）	69,279	147,934	224,929	297,535
税引前四半期（当期）純利益（百万円）	2,032	5,169	6,432	8,525
四半期（当期）純利益（百万円）	1,377	3,513	4,347	6,302
1株当たり四半期（当期）純利益（円）	17.75	45.27	56.08	81.40

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益（円）	17.75	27.52	10.78	25.35

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	11月中
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	2月末日、8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 (注1)
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社(注1)
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。 https://www.kojima.net/corporation/ir/public.htm
株主に対する特典	(1) 8月31日現在の株主(100株以上)に対し「株主様お買物優待券」を次のとおり進呈しております。 100株以上 1,000円券 1枚 500株以上 1,000円券 3枚 1,000株以上 1,000円券 5枚 3,000株以上 1,000円券 15枚 5,000株以上 1,000円券 20枚 (2) 上記の株主優待制度に加えて、長期保有優待制度として、保有期間に応じて「株主様お買物優待券」を次のとおり進呈しております。 1年以上2年未満(連続3・4回保有) 100株以上 1,000円券 1枚 2年以上(連続5回以上保有) 100株以上 1,000円券 2枚 ・保有期間に応じた株主優待は、基準日の株主名簿において、毎年2月及び8月末日の当社株主名簿に連続して3回以上同一株主番号にて記載された株主を対象としています。

(注)1. 2021年11月22日より東京都千代田区丸の内一丁目3番3号に移転しております。

2. 単元未満株式についての権利

当社定款には、次のことを定めております。

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第58期）（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）2020年11月20日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年11月20日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第59期第1四半期（自 2020年9月1日 至 2020年11月30日）2021年1月13日関東財務局長に提出

第59期第2四半期（自 2020年12月1日 至 2021年2月28日）2021年4月13日関東財務局長に提出

第59期第3四半期（自 2021年3月1日 至 2021年5月31日）2021年7月13日関東財務局長に提出

(4) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2021年4月1日 至 2021年4月30日）2021年5月10日関東財務局長に提出

報告期間（自 2021年5月1日 至 2021年5月31日）2021年6月10日関東財務局長に提出

報告期間（自 2021年6月1日 至 2021年6月30日）2021年7月8日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年11月18日

株式会社 コジマ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 末 村 あおぎ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 信 治

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コジマの2020年9月1日から2021年8月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コジマの2021年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗設備等の固定資産の減損損失の認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、家電製品を中心とした物品販売事業を主な事業として、販売店舗を全国に展開している。主に集客力のある大型ショッピングモールへの新規出店を中心に更なる店舗拡大を行うと共に、既存店の市場環境の変化に対応しつつ収益の拡大戦略を実行しており、当事業年度末現在、140店舗を営業している。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は、営業店舗に係る有形固定資産15,830百万円、無形固定資産373百万円を計上しており、これらの合計金額は総資産の14.4%を占めている。</p> <p>会社は、店舗設備等の固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各店舗の本社費配賦後の経常損益が過去2期連続してマイナスとなった場合、各店舗の本社費配賦後の経常損益がマイナスであり翌期予算も継続してマイナスである場合、店舗設備等の固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは店舗閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候があるものとしている。会社の店舗設備等の固定資産の減損損失の認識及び測定にあたっては、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗の固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を計上している。</p> <p>会社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗設備等の固定資産の減損の兆候を判断している。そのため、事業全体として安定した業績を生み出している状況であっても、商圈における市場環境等の影響により、一部の店舗において減損の兆候があると認められる場合がある。これら減損の兆候が識別された店舗の固定資産の「使用価値」の算定は、各店舗の割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいているが、これらは今後の市場の動向等により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うものである。</p> <p>店舗設備等の固定資産の減損損失の認識に用いられた重要な仮定には以下が含まれている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 店舗別損益予測 2) 各店舗の営業継続期間予測あるいは退店予定 <p>これらの見積り及び当該見積りに使用された仮定は、経営者による主観的な判断を伴い、不確実性が高い領域であることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と選定した。</p>	<p>当監査法人は会社が実施した減損の兆候判定の方法、減損損失の認識及び測定等について検討した。特に、当監査法人が、会社の減損損失の認識に際して行われた重要な見積りと当該見積りに使用された仮定に関連して実施した検討は以下の監査手続を含んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会、執行役員会等の重要な会議体の議事録の閲覧、経営者・担当部署へのインタビューによる会社の事業戦略の理解 ・ 店舗別損益情報、各店舗の営業継続期間予測、及び各店舗の商圈における市場環境を考慮した将来収益予測等の重要な仮定に関するデータの信頼性及び目的適合性を確かめる方法、適切な階層の役職者による会計上の見積りに関する査閲の方法及び承認状況等、減損の兆候がある店舗固定資産の割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りに関連する内部統制の整備及び運用状況の評価 ・ 次年度以降の店舗別損益予測と取締役会で承認された予算及び将来の経営計画との整合性の検証 ・ 過年度における店舗別損益予測と実績の比較分析による将来の経営計画の見積りに関する経営者の偏向の有無の評価 ・ 店舗の改装や販促活動等の施策等に伴う損益改善予測に関して、過去の同様の実績等との比較による実行可能性の評価

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社コジマの2021年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社コジマが2021年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。